

## 第 2 章 災害予防計画



## 第1節 防災まちづくり計画

災害から住民の生命及び身体の安全を守るため、災害時に必要な避難場所、避難路、防災拠点等の防災施設を計画的に整備し、災害に強いまちづくりを推進する。

### 第1 防災地区の設定

災害発生時における本市の避難及び応急対策活動において、機能的かつ柔軟な防災体制を構築するため、防災階層に基づき旧小学校区を基本に防災地区を設定する。また、防災地区単位に避難場所や防災拠点を指定し、防災体制を整備する。

※資料編2-1 防災地区参照

### 第2 防災拠点の整備

災害時に市の実施する防災活動の拠点となる施設等を防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、災害に強いまちづくりを推進する。

#### 1 防災中心拠点の整備

災害発生時に、住民への情報伝達、避難所との連絡調整、県等への報告・応援要請等、災害に関する情報を統括する施設を防災中心拠点とする。市役所を防災中心拠点、各地域事務所を地域防災拠点、各地域の小中学校を地区住民の情報窓口となる地区連絡所を設置した地区防災拠点と位置づけ、施設の耐震化、情報通信機器の整備を推進する。

#### 2 医療救護拠点の整備

宇陀市立病院を医療救護中心拠点と位置づけ、災害時の医療機関相互の連絡調整、医療派遣隊の編成等、市の医療救護活動を統括する施設として、必要な整備を図る。

また、各地域の小中学校を医療救護地区拠点と位置づけ、災害時に保健センター等と連携して地区内における必要な医療救護活動が実施できる設備の整備を図る。

#### 3 集積拠点の整備

宇陀市総合体育館を援助物資の集出荷を担う集積中心拠点、大宇陀ふれあい交流ドーム、室生農村トレーニングセンター、室生屋内山村広場を集積地域拠点と位置づけ、物資の集積拠点としての必要な整備を図る。

#### 4 食料供給拠点の整備

給食センターを災害時において炊き出し等を行い、各避難所に食料を供給する食料供給拠点と位置づけ、整備を図る。

#### 5 ボランティア拠点の整備

宇陀市役所をボランティア情報中心拠点、宇陀市総合体育館をボランティアセンター及び地域拠点、大宇陀地域事務所、菟田野農林センター、室生地域事務所をボランティア地域拠点として位置づけ、必要な整備を図る。

#### 6 備蓄倉庫の整備

市役所や地域事務所等を中核となる備蓄倉庫として、防災地区の小中学校や集会所等を地区の備蓄倉庫として、必要な整備を図る。

## 7 救援活動拠点の整備

災害時における広域支援活動を円滑に受け入れるための施設として、大宇陀ふれあい交流ドーム・心の森総合福祉公園、平成榛原子供のもり公園、植平工業株式会社を救援活動拠点と位置づけ整備を図る。

※資料編 2-2 防災拠点一覧参照

## 第3 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

災害時における住民の生命の安全を確保するため、土砂災害や水害の危険のない場所に立地する公共施設を指定緊急避難場所として指定し整備を図る。また、災害時に住民の避難生活を確保するため、土砂災害や水害の危険のない場所に立地する公共施設を指定避難所として指定する。なお、指定緊急避難場所及び指定避難所には安全で誰もが健康を維持できる避難及び避難生活を確保するために必要な設備等の整備を図る。

※資料編 2-3 指定緊急避難場所及び 2-4 指定避難所参照

## 第4 防災空間の整備

### 1 道路空間の整備

広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、災害時の交通の確保を図る道路の計画的な整備を推進する。

県により緊急輸送道路に指定されている国道165号、166号、369号、370号、一般県道室生口大野停車場線、市道玉立2号線等の道路及び緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ道路を市の緊急輸送道路と位置づけ、防災機能の強化を図る。

また、その他の道路については、災害により緊急輸送道路が不通となった場合の代替経路となる路線を中心に、災害時の緊急輸送や応急対策活動等に支障のないよう必要な整備を図る。

※資料編 2-6 緊急輸送道路参照

### 2 公園・緑地の整備

市街地や住宅地においては、防火帯として機能し、災害時の避難場所（一時集合場所）となるオープンスペースを確保するため、公園や緑地等の整備を推進する。

## 第5 建築物の防災対策

### 1 密集住宅地の防災対策

低層の木造住宅等が密集する地区については、公園・広場・道路等の公共施設の整備、オープンスペースの確保等、都市基盤の整備を促進し、安全で快適な生活空間の創造を図る。

### 2 公共施設の防災対策

公共施設については、建物の立地や構造の安全性、施設設備等に係る防災機能のチェックを行い、必要に応じて改善を図る。また、一部施設が被災して機能しない場合に他の施設でその機能を補完するような、代替性のある災害に強いシステムづくりを推進する。

## 第2節 災害活動体制整備計画

災害が発生した場合に、迅速かつ円滑な災害応急対策活動が実施できるよう、職員の動員体制、活動の実施体制、広域応援体制等を予め整備する。

### 第1 防災活動体制の整備

#### 1 防災階層の構築

災害発生時における避難及び応急対策活動において、安全性が高く、効率的でバランスのとれた防災対策を推進するため、防災階層に基づくまちづくりを推進する。

防災拠点や防災組織等を以下のように階層的に構築することにより、災害に対する安全性の向上を図る。なお、防災階層においては、下位の防災階層で不足するものや不十分な点は、上位の防災階層が補完する。

[防災階層の定義と主な役割]

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災の基本単位<br>（自治会、<br>自主防災組織） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時において、安全な避難場所（一時集合場所）の設置</li> <li>・ 災害時において、避難誘導や救助活動を担う自主防災組織の結成</li> <li>・ 災害時の生活に必要な水、食料等の最低限の物資の備蓄</li> <li>・ 災害時における住民の救助に必要な防災資機材の整備</li> <li>・ 災害時に孤立の危険がある場合、ヘリコプター臨時離着陸場の設置</li> </ul>                                       |
| 防災地区                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時において、安全で誰もが健康を維持できる指定避難所の設置</li> <li>・ 要配慮者の福祉避難所（室）を設置</li> <li>・ 災害時の生活に必要な水、食料、生活必需品等の必要量を備蓄</li> <li>・ 災害時における地区医療救護所の設置</li> <li>・ 災害時における地区の物資集積場所の設置</li> <li>・ 地区ヘリコプター臨時離着陸場の設置</li> <li>・ 災害時における地区のボランティア拠点の設置</li> </ul> |
| 防災ブロック<br>（4地域）             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時において、安全で誰もが健康を維持できる指定避難所の設置</li> <li>・ 要配慮者の福祉避難所及び緊急入所施設を確保</li> <li>・ 災害時の生活に必要な水、食料、生活必需品等の必要量を備蓄</li> <li>・ 災害時における医療救護所の設置</li> <li>・ 災害時における物資集積場所の設置</li> <li>・ ヘリコプター臨時離着陸場の設置</li> <li>・ 災害時におけるボランティア拠点の設置</li> </ul>      |

|                     |                                                                                                                                                            |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市<br>防災対策<br>の推進司令部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災司令部の設置</li> <li>・ 医療救護拠点の設置</li> <li>・ 物資集積拠点の設置</li> <li>・ ヘリコプター臨時離着陸場の設置</li> <li>・ ボランティアセンターの設置</li> </ul> |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2 地域防災活動体制の整備

住民や自主防災組織が災害時に有効に活動できる地域防災活動体制の整備を図る。

ア 自治公民館等に防災資機材を備える。

イ 研修、訓練、備蓄のために使用する防災拠点施設の整備

## 3 防災活動体制の整備

市は以下に示す防災活動体制の整備を推進する。

### (1) 防災拠点及び設備等の整備

- ・ 物資の集積、救急、救護活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点
- ・ 防災行政無線等の情報通信施設
- ・ 食料・日用生活品等の備蓄倉庫
- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所及び庁舎等の非常用電源
- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所、病院、診療所、学校及び庁舎の耐震化
- ・ 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化

### (2) 緊急災害時における職員連絡系統図の整備

夜間や休日等、平常勤務時間以外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、平常時と非常時の職員連絡系統を予め定め、全職員に周知徹底を図る。

### (3) 市内防災機関との連携活動体制の整備

奈良県広域消防組合消防本部、桜井警察署その他本市域に関わる防災機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備を図る。

### (4) 迅速な罹災証明書の交付体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

### (5) 業務継続体制の整備

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある。このため、策定した災害時における業務継続計画を活用し、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し等を行う。

なお、業務継続計画の策定等に当たっては、以下の点について定める。

- ・ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ・ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

- ・電気・水・食料等の確保
- ・災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ・重要な行政データのバックアップ
- ・非常時優先業務の整理

(6) 企業等との連携強化

市は、企業等との連携強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林関係団体と本市との連絡体制を整備するほか、企業の初期活動マニュアルの整備を促進する。

- ・企業の初期活動マニュアルの整備促進
- ・事業者と業界・商工団体、農林業関係団体と本市との連絡体制の整備、連携の強化
- ・金融機関等との連携の強化

(7) 24 時間対応できる体制の整備

市は、夜間・休日等に発生する災害の非常事態に対処するため、24 時間対応できる体制の整備を検討する。

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

(8) 避難路等避難誘導体制の整備

市は、発災時の避難誘導に係る計画を予め作成し、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民に対する周知徹底を図る。

(9) 消防活動体制の整備

消防は、応急活動の中核となる組織であり、防災資機材や消防車両の整備充実に努める。

(10) 防災担当者実務研修会への参加

防災行政の積極的な推進を図るため、市防災担当者は国、県等が主催する定期的な実務研修会に参加し、災害対応能力の向上を図る。

## 第2 広域応援体制の整備

### 1 災害時相互応援協定

災害時に市独自では十分な応急措置が実施できない場合に備えて、他の市町村に応援を求める災害時相互応援協定の締結を推進し、円滑な応急措置の実施体制を整備する。

ア 災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定

### 2 県外広域相互応援体制

県は県境を越えた広域防災体制を確立するため、協定を締結し関係府県との綿密な連携体制の整備を進めている。

ア 近畿2府7県の「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」

イ 紀伊半島三県災害時等相互応援に関する協定等

### 3 消防相互応援協定

奈良県広域消防組合消防本部では、相互応援協定を締結し消防広域応援体制を整えている。

ア 奈良県消防広域相互応援協定

#### 4 自衛隊災害派遣要請体制の整備

災害派遣に係る業務内容及びその方法等について、事前に所轄の自衛隊及びその他関係機関と協議し、災害時における自衛隊の円滑な応援派遣体制の確立を図る。

#### 5 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

##### (1) 住民の広域避難

市は、住民を市域及び県域を越えて広域避難させる際の移動手段や避難先における安否確認の方法等について予め定めるよう努める。

##### (2) 広域避難者の受入体制の整備

市は、避難場所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについて計画を策定する。その計画に従い、他の市町や県外からの被災者を受け入れることができる施設等を予め選定するとともに、県にその情報を提供する。

#### 6 広域応援・受援体制の整備

市は、県と連携し、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

### 第3 関係団体との協定

災害時における応急対策を円滑に実施するため、流通業者や関係団体との協定締結を推進する。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

- ア 流通業者との協定
- イ 土木・建設業団体との協定
- ウ 社会福祉法人との協定
- エ その他関係団体との協定

### 第4 資機材の整備・点検

防災活動に必要な資機材の整備充実を図る。資機材については、必要な備蓄を計画的に推進するとともに、予め管理担当者を指名し、災害時に各資機材が確実に機能するよう定期的に整備点検を実施する。

点検結果については常に記録し、資機材に損傷、欠落等が発見された場合は、修理、補充等必要な措置を講ずるものとする。

### 第5 大規模地震発生時における庁舎の機能継続

防災拠点等となる建築物（庁舎、指定避難所、病院等）については、大地震時の倒壊等の防止にとどまらず、大地震後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

ア 新規に建物を設計及び建築する際は、大地震及び大地震により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。

イ 非構造部材の耐震設計については、大地震時における人命の安全を確保するために、耐震性に余裕を持った設計及び確実な施工を行う。

ウ 大地震の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保するものとする。

## 第3節 防災知識普及計画

災害から住民の生命、身体、財産を守るため、防災関係機関の職員をはじめとして住民一人ひとりが日頃から災害について認識を深め、防災の基本となる「自らの身の安全は自らが守る」という理念と、地域住民が互いに助け合って困難を乗り越えるという意識をもって行動することが大切である。従って、市をはじめとする防災関係機関は、防災広報、防災教育等さまざまな機会を通じ、住民の防災意識の高揚に努めるものとする。

特に、地震の場合の家庭における防災対策に関する知識の普及に当たっては、住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ブロック塀の倒壊防止、ガラスの飛散防止等に留意する。

### 第1 住民に対する防災知識の普及

住民の防災意識の高揚を図るため、各種の教材、マニュアルを作成するほか、社会教育等を通じて災害に関する関心を高め、防災知識の普及を図る。

#### 1 普及の方法

市は、各種の広報媒体や講演会等を利用して防災知識の普及及び啓発に努める。

- ア 広報媒体の利用（テレビ、新聞、市広報紙、インターネット等）
- イ 講習会・講演会等の開催
- ウ パンフレット等の作成
- エ 視聴覚教材の貸出
- オ 災害リスクの現地表示
- カ 避難訓練（特に水害・土砂災害等のリスクがある学校） 等
- キ その他

#### 2 普及の内容

普及する防災知識については、住民の自助意識の促進に役立つものであることに留意する。

- ア 市内の災害危険箇所（早期の立ち退き避難が必要な区域など）
- イ 過去の主な災害事例及びその教訓
- ウ 気象知識（特に近年の局地的大雨、竜巻等への対応）
- エ 市内の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難指示等の発令基準、災害発生のおそれがある場合の早めの避難行動など避難に関する知識
- オ 家庭での災害予防や安全対策（家具の固定、食料等の備蓄、非常持出品の準備等）
- カ 家庭での食料、水、生活用品の備蓄等（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む）
- キ 災害発生時の行動（安全確保行動、家族の安否確認、情報収集等）
- ク ライフライン途絶時の対策
- ケ 生活再建に向けた事前の備え（水害保険・共済等への加入 等）

### 第2 職員に対する防災教育

市は、職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に遂行できるよう、講習会・研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

### 1 研修の方法

- ア 講習会、講演会等の開催
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 防災マニュアルの配布
- エ 訓練による実践的研修

### 2 研修の内容

- ア 市地域防災計画の内容及び各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 災害特性
- エ 地震の規模と被害想定
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の運用
- キ その他必要な事項

## 第3 学校における防災教育

市教育委員会は、防災教育の充実を図るとともに、学校防災の手引きを作成し、教職員、児童生徒及び保護者への周知徹底に努める。

### 1 児童生徒に対する防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、以下の内容について教育する。

- ア 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- イ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ウ 火山活動による災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- エ 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- オ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- カ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- キ ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ク 市の防災活動や災害時の支援活動の理解と積極的な参加・協力
- ケ 災害時における心のケア

### 2 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、学校教育活動全体を通じて防災教育を組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（ホームルーム及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、市内の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成する。

### 3 教職員に対する防災研修

市教育委員会は、教職員の防災に関する知識を習得させるための研修を定期的を実施する。また、学校内においては職員会議等を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

#### 第4 防火管理者に対する防災教育

市は、防火管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防火管理者は、防災関係機関と協力しての防災訓練や安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

#### 第5 災害教訓の伝承

市は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

## 第4節 防災訓練計画

災害時に迅速で的確な防災活動の実施を確保するため、市は、防災関係機関と連携し、各種防災訓練を実施する。特に、「住民避難」は災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

### 第1 訓練の考え方

市は、各種防災訓練を行うに当たっては、大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果のとりまとめ、課題の抽出等を行い、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させる。

### 第2 防災訓練の内容

#### 1 市内各地域での防災訓練

市は、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、市内の各地域で自治会、自主防災組織、まちづくり協議会が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。

住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、住民の防災意識向上の取組に努める。

「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

- ア 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練（要配慮者の避難支援訓練を含む）
- イ 避難所開設・運営訓練（要配慮者の避難所でのニーズや被災時の男女のニーズの違い等に配慮）
- ウ 安否確認訓練（例：平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で指定緊急避難場所に集団避難し、市に報告する。）
- エ 情報収集・伝達訓練（例：避難指示等が発令された場合の情報収集手段、伝達経路を確認する。）
- オ 避難指示等の避難情報の持つ意味などの防災知識を得るための研修会等

#### 2 その他

市は、単独又は県と共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や災害対策本部を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員の災害対応能力の向上を図る。

また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に

備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

### 第3 防災訓練に関する普及啓発

住民の防災訓練への参加について、市の広報紙等各種の広報媒体を通じて啓発を行い、防災訓練への参加意識の高揚を図る。

## 第5節 自主防災組織育成計画

災害発生時に、行政と住民、事業所が一体となって災害対策活動に取り組み、被害の拡大を防止することができるよう、市は地域及び事業所等における自主防災組織の育成・強化を図る。

### 第1 自主防災組織の活動

自主防災組織は以下の活動を実施する。活動に当たって、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等において組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、青年団、婦人会、自主防犯団体、民生児童委員、社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設及び企業等地域の様々な団体との連携に努めることとする。

また、女性の参加促進に努め、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

#### 1 平常時の活動

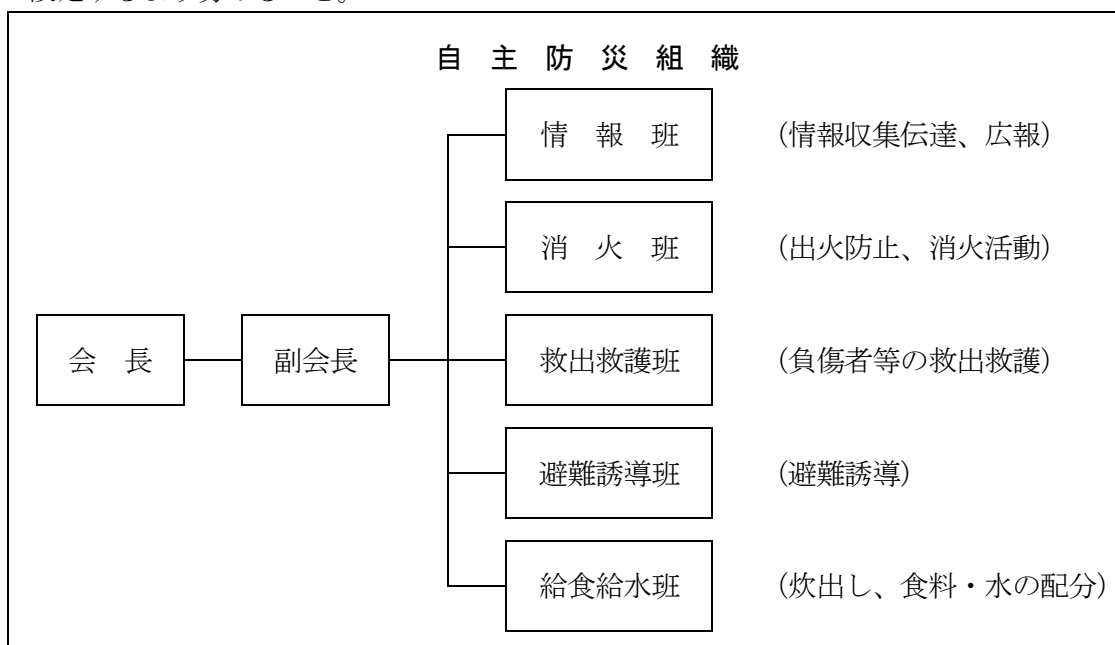
- ア 地震、風水害ほか各種災害に対する知識の普及や啓発（例：防災新聞による避難指示等の避難情報の持つ意味の普及、災害時行動マニュアルの作成、言い伝えや警戒碑等が示す過去の災害の伝承等）
- イ 地域における危険箇所の把握（例：市が作成したハザードマップの現地状況確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等）
- ウ 地域における消防水利の確認（例：消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等）
- エ 家庭における防火・防災に関する予防措置及びその啓発（例：家具固定や建物の耐震化の啓発、物資備蓄の周知等）
- オ 地域における情報収集・伝達体制の確認（例：有線、無線、広報車、近所の呼びかけ等多様な手段による避難指示等の避難情報の伝達訓練等）
- カ 要配慮者の把握（例：要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等）
- キ 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認（例：ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた災害種類別の安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等）
- ク 防災資機材の整備、配置、管理（例：バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機動作確認、消火器の点検等）
- ケ 防災訓練の実施及び市が実施する訓練への参加（例：初期消火訓練、避難誘導訓練、図上訓練、地域のイベント時における災害疑似体験等）
- コ 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成（例：消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等）
- サ 地域全体の防災意識向上の促進（例：PTAや民生児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災について話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等） 等

#### 2 災害発生時の活動

- ア 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- イ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- ウ 地域住民の安否確認
- エ 正しい情報の収集、伝達
- オ 避難誘導と早期に自主避難が可能な場合はその勧誘
- カ 避難所の運営、避難生活の指導
- キ 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- ク 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

## 第2 自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、市及び消防本部と協議の上、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めておくものとする。また、自主防災組織の編成に当たっては、任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）を予め設定するよう努めること。



## 第3 自主防災組織の育成強化対策

市は、消防本部と連携し、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で組織化及び活性化を支援する。

- (1) 防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導
- (3) 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援
- (4) 各コミュニティへの個別指導・助言
- (5) 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できる仕組みづくり）
- (6) 自主防災に関する啓発資料の作成

(7) 自主防災に関する情報の提供等

#### 第4 地区防災計画の策定等

市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市防災会議は、この提案を受け必要があると認める場合は、市地域防災計画の中に地区防災計画を定めることができる。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。

#### 第5 企業防災の促進

##### 1 企業・事業所の役割

###### (1) 災害時に果たす役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

###### (2) 平常時の対策

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておくこととする。

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定・運用するよう努めるものとする。

##### 2 市の役割

市の経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

##### 3 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の

支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

さらに、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

## 第6節 情報連絡体制整備計画

災害時において、防災活動の円滑な実施、住民に対する適切な情報提供のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要がある。よって、防災無線の整備、多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。

### 第1 防災行政無線の整備

#### 1 県防災行政通信ネットワーク設備

##### (1) 現況

県は、県と市町村及び防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、県防災行政通信ネットワークシステムの整備を行い、平成29年4月から運用している。県防災行政通信ネットワークは光高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線とし、衛星系回線を副回線とし、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせている。衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構（LASCOM）の地域衛星通信ネットワークにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。

##### (2) 災害予防計画

県、市町村及び防災関係機関は、県防災行政通信ネットワーク設備の円滑な運営及び管理を図るため、奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能維持に努めるとともに、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的に実施する。

#### 2 市防災行政無線

市は、災害時に住民に対して迅速かつ的確に情報を伝達し、各集落との緊急連絡体制を確立するため、市防災行政無線の整備充実を推進する。また、定期点検を実施し、確実な情報伝達に努める。

※資料編3-1 宇陀市防災行政無線配備一覧参照

##### [整備目標]

- ア 防災行政無線同報系無線局の整備
- イ 防災行政無線の夜間運用体制の確立
- ウ 市内主要防災関係機関への通信回線の設置
- エ 移動無線車の整備及び携帯無線機の増強
- オ 公共施設、避難所等への同報系戸別受信機の整備
- カ 非常用電源設備の整備

### 第2 その他の通信手段の整備・活用

#### 1 非常通信（奈良地区非常通信協議会）

災害時に市から県に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合、非常通信連絡によって通信連絡を行う。

また、災害時における非常通信の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平常時より非常通信の習熟に努める。

## 2 市内無線局との連携等

防災行政無線のほかにも、多重経路で情報伝達体制を確立するため、市内において無線通信局を保有する機関との間で、予め災害時における協力体制の確立を図る。

## 3 その他の通信手段の整備

災害時において孤立することが予想される地域については、通信連絡を確保するために防災行政無線による通信機器等の設置を検討するものとする。

## 4 その他の通信手段の活用

ア 警察無線

イ アマチュア無線

ウ 携帯電話メール、インターネット、CATV、Lアラートを活用した情報伝達、広報体制について関係機関と協議し、整備に努めるものとする。

# 第3 気象情報の収集・伝達体制の整備

市は、風水害をはじめとする自然災害による被害の軽減を図るため、気象台及び県が発表する予警報等を的確に伝達するための施設の整備、充実を図る。

## 1 観測機器、通信機器の整備

市の雨量及び水位観測所の設置状況は資料のとおりである。

県が収集した防災情報を市の災害対策に活用するため、気象情報システムや河川流域総合情報システム等の防災情報システムの端末機整備を図る。

※資料編 3－3 雨量観測所参照

※資料編 3－4 水位観測所参照

## 2 予警報の伝達体制の整備

市に関する予警報が発令された場合、住民に対する情報伝達及び避難誘導等を迅速に実施できるよう体制を整える。

ア 災害対策本部設置前の通信機器の運用体制を事前に取り決める。

イ 気象予警報を災害時に避難所や地区連絡所となる小学校等に伝達する際の通信手段を整備する。

# 第4 地震情報の収集・伝達体制の整備

市は、地震による被害の軽減を図るため、気象台及び県が発表する地震情報を的確に伝達するための施設の整備、充実を図る。

## 1 地震情報の伝達体制の整備

市に関する地震情報が発表された場合、住民に対する情報伝達及び避難誘導等を迅速に実施できるよう体制を整える。

ア 災害対策本部設置前の通信機器の運用体制を事前に取り決める。

イ 地震情報を地震災害時に避難所や地区連絡所となる小学校等に伝達する際の専用電話を設定する。

## 第5 被災者とのコミュニケーション環境の整備

災害時の円滑な防災活動の実施、住民に対する適切な情報提供のため、被災者の立場に立った情報通信体制の整備を図る。

### 1 時間経過に対応した情報通信体制の整備

情報伝達に際しては、災害発生時からの時間経過とともに変化する被災者の要望に応じ、必要な情報を最も適した方法・手段で伝達するよう心がける。

### 2 要配慮者への情報伝達

要配慮者への正しく確実な情報伝達が行われるよう、事情に適した情報伝達を行う。

#### (1) 伝達方法

文字、点字、手話、音声放送、外国語の広報紙等

#### (2) 伝達手段

- ・防災行政無線の屋外スピーカー
- ・宇陀市自主放送
- ・宇陀市メールサービス
- ・緊急速報メール・エリアメール
- ・広報車による呼びかけ等（以上の情報伝達手段を本編において「災害時における情報伝達手段」という。）
- ・ボランティア、自主防災組織等による個別伝達
- ・専用掲示板による伝達
- ・FAX
- ・電話対応サービス
- ・SNS

### 3 多様なメディアの活用

地域マスメディアは、長時間に渡って地域的情報を多くの住民に伝達するという点で、非常に有効な情報伝達手段であることから、事業者と調整を図り、緊急時における利用や平常時のネットワーク化を進める。

なお、インターネットの災害時の活用についても検討する。

### 4 外国人に対する情報提供

外国人には日本語が十分には理解できない方や災害に不慣れな方が多いため、市は、日頃から多言語や「やさしい日本語」による、防災パンフレットの作成・配布や、ホームページ、SNS等での情報発信等を行い、災害に関する知識や、災害時に取るべき行動などの防災啓発に努める。外国人は、災害時に情報弱者になりやすいため、市は、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を確保する。また、災害時に災害情報の通訳や翻訳の活動を行うことができるボランティア等の確保及び養成に努める。市及び県は、NPOや民間機関などの協力を得て、連携しながら情報伝達を行う。

## 第6 マスコミとの連携

奈良県では、放送応援協定により放送局との協力体制をとっている。今後もLアラート等を用い、災害時における行政とマスコミとの相互の情報交換や要配慮者に対する情報提供のあり方等連携を進める。

## 第7節 防災資機材整備計画

災害時において、市職員及び地域住民等の自主防災組織が、被災者の救出・救助活動等災害による被害の拡大を防止する活動を円滑に進めることができるよう、計画的に必要な防災資機材の整備を図る。

### 第1 防災資機材の整備方針

#### 1 防災階層に対応した防災資機材の整備

ア 防災対策の中心である市役所及び地域事務所に市全域及び各ブロックを対象とした資機材の整備を図る。

イ 防災地区の中心となる施設に備蓄倉庫を整備し、資機材の整備を図る。

ウ 自治会において、自主防災組織が災害時に行う救助活動等に必要な資機材の整備を図る。

#### 2 配備する防災資機材

災害救助用防災資機材として、県の配備内容に準じて配備を進める。

#### 3 防災資機材の点検

防災資機材の配備された施設の管理者は、配備された資機材の整理、整頓に努め、定められた期日に点検を実施し、必要な場合に直ちに使用できる状態を確保する。

### 第2 運送手段の確認

市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

## 第8節 避難行動計画

災害から人命を守ることが最も重要な課題であると位置づけ、避難計画の作成、避難路及び避難場所の整備、点検を実施し、迅速で安全な避難体制の整備を図る。

### 第1 避難の定義

#### 1 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味する。

#### 2 用語について

本節で使用する用語は次のとおりである。

ア 指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設

イ 指定避難所・・・一定期間滞在して避難生活を送る施設

### 第2 避難計画の作成

市は、災害時に安全かつ迅速な避難・誘導を行えるよう、予め避難計画を作成する。なお、避難計画については、市全体に係る避難計画と併せ、必要に応じてブロックごと、地区ごとの避難計画の作成を推進する。また、防災上重要な施設の管理者についても避難計画の作成に努める。

#### 1 市の避難計画

避難計画は、住民の生命を災害から守る上で特に重要であり、十分に検討を加え、以下の事項を具体的に定めるものとする。なお、計画は、水害、土砂災害、複数河川の氾濫など、複合的な災害の発生に備えたものとするように努める。具体的な避難計画については、別途作成し、住民に周知を図る。

##### (1) 高齢者等避難、避難指示等に関する基準及び伝達方法

風水害による避難指示等について、高齢者等避難（避難行動要支援者避難）、避難指示、緊急安全確保の3種類とし、時間的余裕のある避難体制を確保する。特に、避難行動要支援者の避難及び避難支援については、高齢者等避難の積極的な活用を図る。また、避難指示等の情報については、雨量、水位等客観的な情報を指標とした「避難指示等判断・伝達マニュアル」を活用し、迅速・適切な情報伝達を確保する。

##### ア 高齢者等避難

避難行動に時間を要する避難行動要支援者が避難を開始する段階（要支援者の支援者は避難支援を開始する）、また、その他の住民が避難に必要な準備をはじめる段階

##### イ 避難指示

全ての住民が速やかに避難する段階

##### ウ 緊急安全確保

避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する

開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示する段階

- (2) 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- (4) 指定緊急避難場所の整備に関する事項
- (5) 避難準備及び携帯品の制限等
- (6) その他必要事項

資料 2－3：指定緊急避難場所一覧

## 2 防災上重要な施設における避難計画

学校、病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者は、避難計画を作成するとともに、避難訓練を行い、避難の万全を期する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成29年6月法改正）、施設の責任者は、施設の実情等に応じ、以下の点に留意して避難確保計画を作成し、毎年所要の見直しを行う。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

- ア 施設内における避難場所及び避難経路
- イ 避難訓練のマニュアル作成
- ウ 避難訓練の年間計画への位置づけ
- エ 発災時における児童・生徒、入院者、入所者等への指示伝達の方法
- オ 施設・設備の状況把握
- カ 避難経路と避難場所の安全確保及び避難誘導方法
- キ 児童・生徒、入院者、入所者等の安全確認

## 第3 指定緊急避難場所の指定

市は、緊急時に対応できるよう、指定緊急避難場所を災害の種類ごとに指定し、住民に対して周知を図る。

### 1 指定緊急避難場所の指定

公共施設及び空地等を調査し、下記の事項その他を考慮して指定緊急避難場所を予め指定する。指定緊急避難場所の指定は当該施設の管理者の同意を得た上で行い、住民に対して周知徹底を図る。

※資料編 2－3 指定緊急避難場所参照

- ア 防災階層
- イ 地域の人口、地形、災害に対する安全性
- ウ 防災拠点との位置関係
- エ 主要道路・河川等の地域分断要素を勘案する。

### 2 指定基準

市は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。指定の際には災害の種類ごとにより避難に適した施設又は場所を指定緊急避難場所に指定するよう努める。

- (1) 災害の種類
  - ア 洪水

- イ 崖崩れ、土石流及び地滑り
- ウ 大規模な火事
- エ 内水氾濫・外水氾濫による浸水

(2) 指定基準

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。
- イ 居住者等の受入れの用に供すべき部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- ウ 災害が発生した場合においては、安全区域内にあるものであることを原則とするが、市が安全とした場合は、指定を可能とする。県は、市と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定緊急避難場所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。
- エ 災害により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- オ 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入れ用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

3 指定緊急避難場所の必要機能

指定緊急避難場所は、一般に以下の条件を満たすことが求められる。このため指定緊急避難場所のうち、これらの条件を満たさないものについては、必要な整備を推進する。

- ア 鉄筋コンクリート造の建築物（土砂災害の発生危険区域では必ずこの構造とする）
- イ 各施設における収容人員は、有効面積（延床面積から通路やトイレ等特殊室を除いた面積）に対し、1人2㎡以上として算出したものとする。
- ウ 各避難所には給水施設を整備する。
- エ 有線電話、防災行政無線、テレビ等を具備する。
- オ 食料品・寝具等必要な物資の備蓄
- カ 高齢者、障がい者に対応したスロープ、車椅子対応トイレ等の整備
- キ 負傷者を一時的に収容するための救護設備の整備
- ク 避難行動要支援者に対応可能な福祉避難室の整備
- ケ 救護用資機材の整備

4 地震時における指定緊急避難場所

地震による被害を回避するオープンスペースを指定緊急避難場所と位置づけ、市街地の都市公園等を指定緊急避難場所として指定し、必要な防災施設の整備を図る。

- ア 広場
- イ 放送施設

- ウ 耐震性貯水槽
- エ 備蓄倉庫
- オ 防火用の植樹
- カ 防火水槽

## 5 指定緊急避難場所の指定に当たっての注意事項等

### (1) 管理者の同意

市は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（市を除く）の同意を得るものとする。

### (2) 県への通知

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに公示する。

### (3) 指定の取消

市は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を知事に通知するとともに公示する。

### (4) 留意事項

市は、指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を確保するため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を図る。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

## 第4 指定緊急避難場所、避難路及び避難誘導体制の整備

### 1 避難路の指定及び避難誘導体制の整備

市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、避難路を予め指定する。指定された避難路については、避難標識や案内板を計画的に整備するとともに、指定緊急避難場所等を表示した防災マップを作成し、住民に対して避難誘導の周知徹底を図る。

また、避難誘導に当たっては、警察、消防、自主防災組織の協力により、避難路の要所に誘導員を配置し、高齢者、障がい者、旅行者等に配慮した避難誘導体制の確立を図る。

### 2 避難路の選定基準

ア 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通ずる道路とする。

イ 避難路は、可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険のない道路とする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

### 3 指定緊急避難場所及び避難路の整備

市は、県と連携し、指定緊急避難場所及び避難路について、管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

ア 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保

イ 高齢者や障がい者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備

ウ 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保

エ 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理

- オ 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの避難活動の促進
- カ 誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示

## 第5 指定緊急避難場所の公表

市は、県の作成する確認項目リストに基づき、指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、住民に公表する。

## 第6 避難基準の整備

### 1 避難指示等の基準

避難指示等を発令する基準や手順を整備するとともに、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく避難指示等を発令することにより、災害時における迅速かつ円滑な避難により住民の安全を確保する。

市は、水害や土砂災害等の災害が発生するおそれがある場合で、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき、又は避難指示を夜間に発令するおそれがあると認められるときは、早い段階で高齢者等避難を発令して指定緊急避難場所を開錠し、災害危険区域住民の円滑な避難を確保する。

また、危険な状況が進展した場合には避難指示を行い、これを周知徹底する。

避難が夜間に及ぶおそれのある場合や避難が遅れ、洪水等により指定緊急避難場所への避難が危険となる場合については、避難時における被災を回避するため、水害の危険区域住民に対しては、屋内での退避（住宅の2階など安全な場所への垂直避難）等の安全確保措置を積極的に活用する。

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

高齢者等避難、避難指示等の判断、伝達に関する詳細については、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」による。

### 2 避難についての基本的考え方

自然による災害を完全に抑えることはできないので、災害の態様を見極めつつ、早期避難により住民の安全を守る。特に、土石流等の土砂災害については、生命の危険が高いため、早期避難を徹底する。

### 3 避難情報の種類

#### (1) 風水害時における避難情報

風水害時における避難情報を以下の3種類とし、迅速で的確な避難を確保する。

表 避難情報の種類

| 区分         | 発令時の状況                                                                                                                                                                  | 住民の避難行動                                                                                                                                                                                      |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等<br>避難 | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</li> <li>災害の発生が切迫しつつあり、災害の態様によっては安全な避難ができない地域が発生する可能</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者は、指定緊急避難場所への避難を開始する。</li> <li>避難に時間を要しない者は避難の準備を行う。</li> <li>避難に時間を要し、避難行動中に被災するおそれが高い地区、あるいは避難が日没後になるなど避難時に危険が及ぶと考えられる地区等は事前に避難を行</li> </ul> |

|        |                                                                             |                                                                              |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
|        | 性が高まった状況                                                                    | う。                                                                           |
| 避難指示   | ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況                   | ・避難中の住民は、直ちに避難を完了する。                                                         |
| 緊急安全確保 | ・前兆現象や現在の切迫した状況から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況<br>・人的被害が発生し、更に被害が拡大することが予想される状況 | ・未だ避難していない住民は、直ちに避難する。そのいとまがない場合及び外への避難が危険な場合は、自宅の2階以上に上がるなど生命を守るため可能な行動をとる。 |

## (2) 地震時における避難情報

地震時における避難情報は、地震による火災の発生や建物の倒壊等、二次災害等の危険がある場合に発令するものとし、「避難指示」、「災害発生情報」の2種類とする。

## 4 避難対象区域住民に対する災害危険性の周知

水害及び土砂災害の危険がある区域（避難対象区域）を明確にし、当該区域に居住する住民に対してハザードマップ等により災害危険性の周知を図るとともに、避難指示等の基準、指定緊急避難場所の位置・避難方法、住民が自主避難する際に役立つ気象情報等について周知徹底を図る。

その他河川等のうち、氾濫しても居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼさないと判断した小河川・下水道等からの氾濫については、基本的に避難指示等の発令対象とせず、区域設定の対象としない。

表 水害及び土砂災害の危険がある区域（避難対象区域）

| 災害の種別 | 避難対象区域                                                                                                                                                                          |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水 害   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川（宇陀川、芳野川）の浸水想定区域</li> <li>・<u>その他河川（中小河川）の浸水想定区域</u></li> <li>・過去に浸水被害の発生した区域</li> <li>※資料編7－1宇陀川・芳野川、その他河川（中小河川）浸水想定区域図参照</li> </ul> |
| 土砂災害  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域（特別警戒区域）</li> <li>・土石流、急傾斜地崩壊等のおそれがある<u>区域</u></li> </ul>                                                                       |

## 5 水害に関する避難指示等の基準

水害に関する避難指示等の基準に用いる指標は、気象予警報と河川管理者から提供される水位情報等によって設定する。

### (1) 河川の氾濫に関する避難基準

表 河川の氾濫に関する避難基準

| 区 分                | 基 準                                                                                                                                               |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等避難<br>【警戒レベル3】 | <p>(1)～(4)のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令することが考えられる。</p> <p>(1) 大雨警報(浸水害)又は水防警報(洪水予報を含む)が発表され、次の観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)に到達した場合</p> <p>○宇陀川 萩原水位観測所 3.4m</p> |

| 区 分                | 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p>○宇陀川 西山水位観測所 1. 7 m</p> <p>○宇陀川 名張水位観測所 6. 8 m</p> <p>※参考：水防団待機推移 安部田水位観測所 3. 5 m</p> <p>○芳野川 岩崎水位観測所 1. 9 m</p> <p>(2) 宇陀川及び芳野川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤) が出現した場合 (流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合)</p> <p>(3) 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>(4) 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>(5) パトロールや住民からの通報等から、洪水による水害の危険が高いと判断される場合</p>                                                                                                                                                                   |
| 避難指示<br>【警戒レベル4】   | <p>(1) ～ (4) のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令することが考えられる。</p> <p>(1) 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合</p> <p>(2) 大雨警報(浸水害)又は水防警報 (洪水予報を含む) が発表され、基準地点の水位が、氾濫危険水位を超過し、更に水位が上昇すると予測される場合</p> <p>○宇陀川 萩原水位観測所 4. 2 m</p> <p>○宇陀川 西山水位観測所 1. 8 m</p> <p>○宇陀川 名張水位観測所 7. 6 m</p> <p>○芳野川 岩崎水位観測所 2. 0 m</p> <p>(3) 宇陀川・芳野川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫) が出現した場合 (流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合)</p> <p>(4) 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>(5) 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>(6) パトロールや住民からの通報等から、洪水による水害の危険が極めて高いと判断される場合</p> |
| 緊急安全確保<br>【警戒レベル5】 | <p>次に該当する場合に緊急安全確保を発令することが考えられる。</p> <p>(1) 決壊や越水・溢水が発生した場合<br/>(消防団等からの報告により把握できた場合)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

(2) その他河川 (中小河川) における避難基準

中小河川については、水位計が一部しか設置されておらず、避難情報の発令の基準となる水位が設定されていないため、消防団からの現地情報や住民からの被害情報等により総合的に判断する必要がある。洪水浸水想定区域が示された中小河川への避難情報は以下のとおり発令する (※令和5年5月30日 (奈良県告示第66号) 告示指定 (宇陀市に係る中小河川 (45河川))。

| 区 分                                                | 基 準                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等避難<br>【警戒レベル3】                                 | 洪水キキクル（洪水警報の危険分布）で「赤」が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合。                                                                                                                 |
| 避難指示<br>【警戒レベル4】                                   | 次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令することが考えられる。<br>（1）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「紫」が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合。<br>（2）浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合。                                        |
| 緊急安全確保<br>【レベル5】                                   | 次のいずれかに該当する場合に緊急安全確保を発令することが考えられる。<br>（1）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「紫」が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合。<br>（2）浸透・侵食による堤防の異常な変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合。<br>（3）その他氾濫の発生が確認された場合。 |
| 下流の洪水予報河川・水位周知河川の区間に避難情報が発令される等、当該中小河川の危険度が高まった場合。 |                                                                                                                                                                             |

上記の他、降雨や河川の状況により、この基準によらず発令をする場合がある。

※資料編 7-1 宇陀川・芳野川、その他河川（中小河川）等浸水想定区域図（(4)その他河川（中小河川）洪水浸水想定区域図）参照

## 6 土砂災害に関する避難指示等の基準

### （1）避難指示等の対象地区

土砂災害に関する避難指示等の対象地区は、以下の土砂災害警戒区域等の存する区域とし、当該土砂災害警戒区域等を含む自治会等（避難単位）に対して避難指示等を発令する。

表 避難指示等の対象地区

| 対象地区                       | 避難単位                |
|----------------------------|---------------------|
| 土砂災害警戒区域（土石流）              | <u>警戒区域</u> を含む自治会等 |
| 土砂災害警戒区域（急傾斜地）             | <u>警戒区域</u> を含む自治会等 |
| 土砂災害警戒区域（地すべり）<br>地すべり防止区域 | <u>警戒区域</u> を含む自治会等 |

### （2）土砂災害に関する避難指示等の基準

県と奈良地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合や土砂災害の前兆現象が発見された場合等に、以下の基準に基づき、避難情報を発令する。

## 土砂災害に関する避難指示等の基準

| 区 分                 | 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等避難<br>【警戒レベル 3】 | <p><u>次の</u>いずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令することが考えられる。</p> <p>(1) 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布等で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）する場合</p> <p>(2) 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>(3) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p> <p>注 1 土砂災害の危険度分布等は最大 2～3 時間先までの予測であるため、上記の判断基準例 1 において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布等の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）の発表に基づき高齢者等避難の発令を検討する場合あり。</p> |
| 避難指示<br>【警戒レベル 4】   | <p><u>次の</u>いずれかに該当する場合に、避難指示を発令することが考えられる。</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>(2) 土砂災害の危険度分布等で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）する場合</p> <p>(3) 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 緊急安全確保<br>【警戒レベル 4】 | <p>次に該当する場合に、緊急安全確保を発令することが考えられる。</p> <p>(1) 土砂災害が発生した場合</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

## 7 地震発生時における避難指示の基準

大地震の余震による被害の発生のおそれがある場合、地震により発生した火災の延焼が拡大するおそれがある場合、地震により崖崩れ等の土砂災害が発生するおそれがある場合等、二次災害の危険がある場合に、災害危険区域の住民に対し、以下の基準で避難情報を発令する。

表 地震発生時における避難指示の基準

| 区 分    | 基 準                                                                                                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難指示   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・余震の発生の危険があり、建物が倒壊する危険が高い場合</li> <li>・地震により火災が発生し、延焼が拡大する危険が高い場合</li> <li>・地震の発生により、崖崩れ、地すべり等大規模な土砂災害の発生する危険が高い場合</li> </ul> |
| 災害発生情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生したとき</li> </ul>                                                                                                        |

## 第7 避難に関する情報の周知・広報

### 1 住民への情報伝達手段の確保

市は、情報を確実に住民に伝達するため、災害時における情報伝達手段の確保に努める。また、県と連携し、Ｌアラートの県内普及に向けて検討を進める。市は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

住民への情報伝達に当たっては、要配慮者への配慮に努める。

- ・テレビ放送（ケーブルテレビ含む）
- ・ラジオ放送
- ・市防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）
- ・ＩＰ告知システム
- ・緊急速報メール
- ・ツイッター等のＳＮＳ
- ・広報車、消防団による広報
- ・電話、ＦＡＸ、登録制メール
- ・消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）

### 2 住民への周知及び啓発

#### （１）災害に関するリスク等の開示

市は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、災害時における情報伝達手段により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難指示等の発令基準などを周知する。

市は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるよう分かりやすい災害リスクの開示に努める。また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努める。

#### （２）ハザードマップの内容の理解促進

市は、ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべき

こと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 迅速かつ適切な避難行動等の促進

市は、災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。

また、ひとりで2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、市や自治会等が連携して取り組むものとする。

さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定緊急避難場所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意する。市は、これを適切に住民へ周知するとともに、近隣のより安全な建物等への緊急的避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平時から周知するよう努める。

なお、避難指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由及び状況等を住民に周知する。

(4) 生活再建に向けた事前の備え

市及び県は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

## 第8 避難準備及び携帯品の制限等

市は、避難指示等を発令した場合、直ちに避難準備に当たるよう呼びかけるとともに、住民の安全を第一に、以下の点を住民に徹底する。

ア 避難を行う際は、身軽な服装にすること。

イ 携帯品は非常持出品に限ること。

## 第9 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。市は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

## 第9節 避難生活計画

災害時における住民生活の安全・快適を確保することが重要な課題であると位置づけ、避難所の指定、避難所運営訓練等を住民と協力して実施し、災害発生時の円滑な避難所運営に努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資が確実に届くよう、支援体制の整備に努める。

### 第1 避難の定義

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味する。

### 第2 指定避難所の指定

市は、災害時の避難生活に対応できるよう、避難所を指定し、住民に対して周知を図る。

#### 1 指定避難所の指定

公共施設を調査し、下記の事項その他を考慮して指定避難所を予め指定する。指定避難所の指定は当該施設の管理者の同意を得た上でを行い、住民に対して周知徹底を図る。災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

※資料編 2-4 指定避難所参照

ア 防災階層

イ 地域の人口、地形、災害に対する安全性

ウ 防災拠点との位置関係

エ 基礎単位は自治会とし、主要道路・河川等の地域分断要素を勘案する。

#### 2 指定基準

市は、次の事項に留意して避難所を指定する。

ア 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

イ 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこと。やむを得ず指定する場合は、浸水する深さ以上の階数を使用することや、土砂を避けるため、山側の部屋の利用を避けるなど留意する。県は、市と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定避難所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。

エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

オ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合

するものであること。

### 3 指定避難所の必要機能

指定避難所は、一般に以下の条件を満たすことが求められる。このため指定避難所のうち、これらの条件を満たさないものについては、必要な整備を推進する。

- ア 鉄筋コンクリート造の建築物（土砂災害の発生危険区域では必ずこの構造とする）
- イ 各施設における収容人員は、有効面積（延床面積から通路やトイレ等特殊室を除いた面積）に対し、1人2㎡以上として算出したものとする。
- ウ 各避難所には給水施設を整備する。
- エ 有線電話、防災行政無線、テレビ等を具備する。
- オ 食料品・寝具等必要な物資の備蓄
- カ 高齢者、障がい者に対応したスロープ、車椅子対応トイレ等の整備
- キ 負傷者を一時的に収容するための救護設備の整備
- ク 避難行動要支援者に対応可能な福祉避難室の整備
- ケ 救護用資機材の整備

### 4 指定避難所の指定に当たっての注意事項等

#### （1）管理者の同意

市は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者（市を除く）の同意を得るものとする。

#### （2）県への通知

市は、指定避難所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに公示する。

#### （3）指定の取消

市は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を知事に通知するとともに公示する。

#### （4）住民への周知

市は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を住民に周知する。

## 第3 多様な施設の利用

市は、指定避難所が不足する場合、以下に掲げる多様な施設の利用を図る。

### 1 県有施設

市は、指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

### 2 寺院、旅館等の民間施設

市は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。

### 3 隣接市町村等の施設

市は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入や指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行っておく。

### 4 その他の施設

市は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

## 第4 指定避難所の整備

市は、指定避難所について、市自ら若しくは管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

### 1 指定避難所に指定されている施設等の耐震性の強化

指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討する。

### 2 トイレのバリアフリー化等

市は、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図る。

### 3 設備の充実による避難施設としての機能強化

- ア 非常用電源、自家発電機
- イ 衛星携帯電話等複数の通信手段
- ウ 換気や空調、照明設備
- エ シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備
- オ 食料、飲料水、生活用品
- カ マスクや手指消毒液
- キ 冷房、暖房器具
- ク マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- ケ 簡易トイレ、仮設トイレ
- コ 段ボールベッド、パーティション 等

### 4 要配慮者、女性、乳幼児等を考慮した避難施設・設備の整備

- ア 紙おむつ等の介護用品
- イ 口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）
- ウ 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- エ 生理用品
- オ 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

### 5 指定避難所の鍵の分散管理

市は、鍵の不在によるリスクを回避するため、指定避難所の鍵を近隣居住者複数に管理させるなど、迅速・確実な避難所開設を目指すよう努める。

### 6 感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当と保健福祉担当が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

市は、感染防止のための備品・消耗品等を指定避難所ごとに備蓄する。詳細は、「指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（宇陀市 令和3年10月）」によるものとする。

## 第5 指定避難所の公表

市は、県の作成する確認項目リストに基づき、指定避難所の安全性や整備状況について把握し、住民に公表する。

## 第6 避難所の運営

市は、自治会、自主防災組織等と協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

### 1 避難所運営マニュアルの作成

市は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県の「奈良県避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営マニュアルを作成する。

夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

#### 【マニュアルの主な記載内容】

- ア 避難所運営の基本方針
- イ マニュアルの目的・構成及び使い方
- ウ 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像
- エ 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務
- オ 要配慮者への対応
- カ 女性への配慮
- キ 避難所のペット対策
- ク 大規模災害時の避難所の状況想定
- ケ 関係機関の役割
- コ 様式

### 2 避難所としての学校施設利用計画の策定

市は指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう務める。

### 3 住民等による避難所運営体制の整備

市は、円滑な避難所の運営を確保するため、自主防災組織等の避難住民による運営を中心に据える。運営に必要な事項については、事前に避難所ごとの避難所運営マニュアルを作成する。

避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。また、避難所の施設管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。

### 4 避難所開設・運営訓練の実施

市は、県の支援を受け、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、地域の自治会や自主防災組織等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備える。

## 5 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保

市は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。

市は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

## 第7 在宅被災者等への支援体制の整備

市は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報やサービスを確実に受け取ることができるよう、支援体制を整備する。

## 第8 その他指定避難所の運営に必要な事項

### 1 避難所の運営担当者割当

市は、災害時における指定避難所の迅速・円滑な開設・運営を確保するため、毎年、市職員の避難所運営担当者割当を作成する。

### 2 避難所運営に関するその他の必要事項

市は、避難所運営に関するその他の必要事項に関し、避難所運営マニュアルに明記する。

- ア 避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法
- イ 避難所等での応急教育、保育施設の開設
- ウ その他必要事項

## 第9 住民自らが取り組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。市は、住民の活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

## 第10節 帰宅困難者対策計画

大規模地震等の発生により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合、通勤者・通学者や、国内外からの観光客等の帰宅困難者が、大量に発生することが予測される。市は、県と連携し、東日本大震災や大阪府北部地震の事例及び教訓を踏まえて、帰宅困難者対策の推進を図る。

### 第1 帰宅困難者について

帰宅困難者の定義は、地震等の発生により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者とする。

### 第2 普及啓発

大規模地震等発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合に、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ恐れがある。

市は、県と連携し、関西広域連合や隣接県・市町村等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、住民及び企業等に対し、以下の内容について啓発を行う。

#### 1 住民への普及啓発

市は、住民に対し、地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

#### 2 企業等への普及啓発

市は、県と連携し、企業等に対して、従業員等の施設内待機や施設内待機のための食料、飲料水、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画を策定することを働きかける。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

#### 3 集客施設や公共交通機関への普及啓発

市は、県と連携し、集客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

### 第3 駅周辺等における滞留者対策

大規模地震等が発生した場合、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し、混乱が発生することが予想されるため、市は駅周辺の事業者等と連携し、混乱防災対策の充実を図る。

#### 1 駅周辺等における混乱防止

市は、駅の交通事業者、周辺の集客施設や企業、町内会、商店街等地域関係者等が参加する駅前滞留者対策協議会を設立し、地域の行動ルールづくりや訓練の実施等により平常時から連携体制を構築するよう努める。

## 2 一時退避場所や一時滞在施設の確保

駅周辺等で発生した多くの行き場のない滞留者を一時的に避難させるため、市は、駅前滞留者対策協議会等と連携し、駅周辺のオープンスペースや公園等の「一時退避場所」の確保に努める。また、交通機関の運行停止等により帰宅できない状況が長引く場合に帰宅困難者を受け入れるため、市及び県は、所有・管理する施設を一時滞在施設として確保に努めるとともに、民間事業者にも協力を求めるよう努める。

## 3 情報提供の体制づくり

市及び県は、一時滞在施設に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやSNS、緊急速報メール等の活用や、関西広域連合、隣接府県・市町村、交通事業者をはじめとする民間企業、民間団体、NPO等の関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

## 第4 災害時帰宅困難者への支援対策

### 1 徒歩帰宅者への支援

県は、関西広域連合と連携して、コンビニエンスストアや外食事業者等をはじめとした企業や団体と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーション協力事業者の確保に努めるとしている。

協定締結事業者は、それぞれの店舗において、平常時から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図る。

## 第11節 医療・救護計画

医療機関の協力を得て、災害時における初期医療体制、後方医療体制及び広域的応急医療体制の整備を図る。

### 第1 医療救護活動体制の確立

#### 1 初期医療体制

##### (1) 市の体制

市は、宇陀地区医師会、保健所等と協議の上、災害時における初期医療体制について予め以下に示す事項を含む「医療救護所の設置計画」を策定する。

ア 救護所の設置、医療派遣班の編成、出動に関する事項

イ 自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や医療救護活動の支援体制に関する事項

##### (2) 県の体制

県は、保健医療計画を定め、以下に示す事項を実施する。

- ・災害拠点病院等において保健医療活動チームを編成するとともに、医療関係団体と協議し、保健医療活動チームを整備する。
- ・災害時保健医療救護活動を円滑に行うため、県は、市町村、県医師会等関係機関との連絡体制を整備する。
- ・災害医療コーディネーター、透析災害医療コーディネーター、周産期災害医療コーディネーター等の設置を含めた保健医療活動体制の整備を行う。
- ・災害時の患者及び傷病者の搬送体制を確立するため、災害拠点病院等及び県病院協会等と、後方医療体制の整備に向けた調整を図る。

#### 2 初期医療の活動内容

##### (1) 被災地域内における医療活動

宇陀市立病院及び救護所となる各小中学校を救護拠点とし、民間医療機関の協力を得て、各救護所との連絡、連携を図りながら、迅速かつ適切な医療活動を実施する。

##### (2) 被災地域外からの医療救護班の派遣

必要に応じて日本赤十字社、自衛隊、国、県等の医療関係機関に対して医療救護班の派遣を要請する。

##### (3) 救護所の開設と巡回診療の実施

宇陀市立病院及び救護所となる各小中学校に救護所を開設し、巡回診療を実施する。

##### (4) トリアージ訓練

トリアージとは負傷者の選別を意味し、負傷程度に応じて最優先治療、非緊急治療、保留・軽処置、不処置・待機に振り分け、選別結果の優先度をカラーで表示した認識票（トリアージタック）を取り付ける。トリアージには、現場での一次選別と病院での二次選別がある。

災害時には、医療能力を上回る多くの負傷者が殺到し、医療活動が混乱するおそれがあるので、これに備えるため防災訓練等におけるトリアージ訓練を実施する。

##### (5) 医薬品等の確保

医薬品等は、医薬品販売業者と協定を締結し、流通備蓄により確保する。

※資料編 2－8 救護所一覧参照

## 第2 後方医療体制の整備

県計画では、救護所における医療救護で対応できない重傷者を収容するための後方支援病院として、済生会中和病院が「地域災害医療センター」に、県立医科大学附属病院が「基幹災害医療センター」に指定されている。

市は、済生会中和病院及び県立医科大学附属病院との連携を密にし、災害時における重篤患者受入れ等、後方医療体制の整備を図る。

## 第3 その他の医療体制の整備

### 1 医薬品等の確保

市は、宇陀市立病院をはじめ市内の医療機関に医薬品の備蓄に協力を求めるとともに、必要な場合、県が、医薬品等卸売業者等と締結している協定に基づき、備蓄医薬品の供給を受ける。現在、市立病院においては、ローリングストック方式で備蓄を行っている。

※資料編 5－1 主要医療施設一覧参照

### 2 被災地への往診、保健師の訪問等

大規模の災害が発生した場合には、被災地への医師の派遣、保健師の訪問活動を実施し、被災地域住民の健康維持を図る体制を整備する。

### 3 ライフラインの確保

市は、災害時の治療に不可欠な水、電気等のライフラインの確保を図るため、給水タンクや非常用電源等の整備を、各医療機関に指導する。

## 第12節 ボランティア活動支援環境整備計画

災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要となることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発、各種講座の開催等により、ボランティア活動の支援環境整備に努める。

### 第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

市は、県と連携し、県・市社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等の関係機関・関係団体と連携して、災害時におけるボランティアの活動支援体制の整備を行うとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成やボランティア団体等が相互に連携して活動できるようネットワーク化を図る。

### 第2 ボランティアの育成

#### 1 ボランティア意識の啓発

市は、県が行う災害時における支援ボランティアの育成のための普及啓発活動に協力し、又は活用して、市内における災害時支援ボランティアの育成を図る。

ア 災害時支援ボランティア登録制度の確立

イ インターネットや各種の広報媒体等による個人やグループへの情報提供

ウ 児童、生徒、学生に対する各種の啓発活動

エ 「防災ボランティアの日、週間」における啓発行事の実施

オ ボランティア希望者に対する研修会等の開催

#### 2 コーディネーター等の要請

市は、ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成を図るとともに、企業や各種団体に対して、組織的な社会貢献としての災害時支援ボランティア活動への参加を呼びかける。また、個人のボランティア希望者に対しては講座開催等によりグループづくりの支援を行う。

### 第3 ボランティア拠点の整備

災害時の支援に集まったボランティアの円滑な活動を確保するためには、行政による調整だけでなく、ボランティア主導による活動の調整が必要である。従って、災害時には、地域防災拠点の一部をボランティア拠点として確保の上、会議室や情報連絡設備等を整備し、ボランティアが活動しやすい環境整備を図る。

### 第4 広域応援体制の整備

災害時におけるボランティア活動の円滑な立ち上げを図るため、ボランティアの幹旋、隣接市町村へのサポート等予め相互に応援可能な事項を確認の上、市町村相互による広域的な応援協定や遠隔地との応援協定の締結等、応援体制を整備する。

## 第13節 要配慮者の安全確保計画

要配慮者とは災害時に特別な援護を必要とする者であり、一般的には高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、難病患者、外国人等があげられる。その内、災害時に自力避難が困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものは「避難行動要支援者」とされ、災害対策基本法によって名簿の作成が義務付けされた。なお、平常時には支援が必要でなくとも、被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になり得る者がいる点にも留意が必要である。市は、「避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、自治会、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を推進し、安全確保を図る。

### 第1 要配慮者に配慮したまちづくり

#### 1 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がい者の社会参加の基盤となる生活環境の改善を地域社会全体として推進するため、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、要配慮者に配慮したまちづくりを推進する。

#### 2 避難路の整備及び確保

社会福祉施設等から指定緊急避難場所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。

### 第2 避難行動要支援者避難支援計画の策定

市は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、以下の内容を柱とした避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）を市地域防災計画の下位計画として策定する。

### 第3 避難行動要支援者支援の実施体制

避難行動要支援者の支援は、以下の機関、組織等が相互に連携して実施する。

#### 1 市

市は、「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」を策定するとともに、関係機関・団体等と連携して「避難行動要支援者避難支援計画」の具体化を推進する。また、避難行動要支援者の支援に必要な施設、資機材等の整備を併せて推進する。

#### 2 避難支援等関係者

##### （1）消防機関、県警察等の防災関係機関

消防機関、県警察等の防災関係機関は、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、他の団体等と協力して災害時における避難行動要支援者支援に当たる。

##### （2）民生児童委員、福祉サービス事業者等の福祉関係者

民生児童委員、福祉サービス事業者等の福祉関係者は、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、他の団体等と協力して災害時における避難行動要支援者支援に当たる。

##### （3）自治会及び自主防災組織

自治会及び自主防災組織は、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、住民、福祉関係団体等と協力して、災害時における地区ごとの避難行動要支援者支援に当たる。

#### 第4 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。

##### 1 避難行動要支援者名簿に掲載する要配慮者の範囲

次のいずれかに該当するものとする。ただし、在宅の者に限る。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 市の生活支援を受けている難病患者
- カ その他市長が認めた者

##### 2 避難支援等関係者となる者及び避難支援等関係者への名簿情報の提供

市は、自治会、自主防災組織、民生児童委員、奈良県広域消防組合、県警察及び宇陀市社会福祉協議会、医療介護あんしんセンター等を避難支援等関係者と位置づけ、避難行動要支援者の同意を得たものについては予め、また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときはその都度、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿情報を避難支援等関係者に提供する。

##### 3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、要配慮者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を記載する。名簿の作成にあたっては、該当する者を把握するために、市役所内部で把握している情報を集約する。また、市は、必要に応じて、県等の関係機関から情報提供を求め、その把握に努める。

##### 4 名簿の更新

市は、避難行動要支援者の状況は常に変化することから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新期間や仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

##### 5 名簿情報の適正管理

市は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保するため、避難行動要支援者名簿を適正に管理する。避難支援等関係者は、災害対策基本法第49条の13において、提供された名簿情報について守秘義務が課せられていることに十分に留意し、必要以上に複製しないなど、名簿情報を適切に管理する。

市は、名簿情報提供時（更新を含む。）及びその他の機会において、避難支援等関係者に対し名簿の取り扱いについて指導する。

##### 6 名簿情報の共有

市は、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた場合、その情報を市と避難支援等関係者間で共有する。

## 7 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きできるようにするための配慮

市は、住民等に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、高齢者等避難の発令など必要な通知又は警告を発令する場合、避難行動要支援者及び避難支援等関係者への情報伝達など避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

## 8 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者等の安全確保を図るため、避難行動要支援者の個別計画を作成する段階で、地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、避難行動要支援者に対する避難支援については避難支援等関係者等が全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを、予め避難行動要支援者に理解してもらうように努める。

# 第5 避難行動要支援者に対する支援

市は、災害時における避難行動要支援者の安全を確保するため、以下の支援対策を実施する。

## 1 避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の作成

市は、収集した避難行動要支援者名簿情報に基づき、避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別計画（避難支援プラン）を作成する。

個別計画は、避難行動要支援者の事項のほか、避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち個別計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先、避難施設及び避難経路に関する事項、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項を記載するものとする。

そして、個別計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び市の必要最小限の関係部署のほか避難支援者など避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める必要がある。なお、個別計画内容に変更が生じた場合は速やかな更新が必要である。

## 2 地域における支援体制のネットワークづくり

市は、収集した避難行動要支援者名簿情報に基づき、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制を整備する。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

## 3 緊急通報システムの整備

市は、独居老人、寝たきり老人、障がい者等の安全確保のため、緊急通報システムの整備・拡充やその円滑な運用、住宅用火災警報器等の設置を推進する。

## 4 災害時における避難行動要支援者への情報伝達体制の確立

市は、自治会及び自主防災組織を通じた伝達、避難支援者による伝達、福祉サービス事業者による伝達等、要配慮者に対する複数の情報伝達系統を確立する。

避難行動要支援者への情報伝達手段については、緊急かつ着実な避難情報が伝達され

るよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、安心安全メール、宇陀市自主放送、緊急速報メール、ファクシミリ等を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

## 5 安否確認体制の確立

市は、災害時における避難行動要支援者の安否確認体制を確立し、災害時における避難行動要支援者の生命の安全を確保する。

## 第6 避難所における対策

### 1 福祉避難所の整備

避難行動要支援者のうち、入院の必要や施設に入所するほどではないが、避難所等での生活に支障を来す者に対し、必要な生活支援が受けられ、安心して生活できる体制が整備された福祉施設等を福祉避難所として指定する。このため、福祉避難所については、要配慮者が円滑に利用できるようバリアフリー化された施設を選定する。施設管理者と連携しつつ、災害時に必要となる空間や物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）・器財、人材、移動手段等の整備、備蓄に努める。また、福祉避難所の確保を図るため、福祉サービス事業所との連携を進めることとし、市内の社会福祉法人との福祉避難所設置に係る協定の推進を図る。

福祉避難所への避難が困難な場合、指定避難所内に「福祉避難室」の確保を図る。その場合、避難行動要支援者の体調管理のため、介護要員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

また、福祉避難所が不足する場合は、旅館などの活用を検討する。

※資料編 2－5 福祉避難所参照

### 2 要配慮者の受入れ

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

### 3 生活支援体制及び健康管理体制の構築

市は、避難所での避難行動要支援者の生活を支援する体制を整備する。また、保健師、看護師等による巡回の実施により避難所における避難行動要支援者の体調管理体制を構築する。

### 4 指定避難所における避難行動要支援者相談窓口の設置

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所に「避難行動要支援者相談窓口」を設置し、指定避難所における避難行動要支援者のニーズを的確に把握する体制を整備する。

### 5 指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。災害時に外国人が迅速に避難できるよう、市及び県は、日頃から防災パンフレ

ットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

## 6 要配慮者向け生活用品・食料等の準備

市は、要配慮者に配慮した生活用品や食料品の確保のため、民間企業等との間で協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図る。ただし、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者に自分で用意することを求めることとする。

## 第7 社会福祉施設等における防災体制の強化

### 1 社会福祉施設の防災体制

市は、社会福祉施設の管理者に対し、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化等、社会福祉施設等の防災化のための施設・設備の充実強化を指導する。

また、社会福祉施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化等防災性向上のための施設設備整備を実施する。非常用電源については、発災後72時間の事業継続が可能となる電源を確保するよう努める。

※資料編5-2 社会福祉施設一覧参照

### 2 社会福祉施設の災害応急体制

社会福祉施設の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等を予め定めておくものとする。また、要配慮者を災害から保護するため、おおむね次の事項について推進を図る。

- ア 施設における防災計画の策定
- イ 施設における防災訓練の実施
- ウ 施設の構造、消防設備等の安全点検
- エ 地域社会との連携
- オ 緊急連絡先の整備
- カ 緊急時の通信手段の確保
- キ 避難施設の優先的確保
- ク 避難方法、手段の確保
- ケ 施設間における災害援助協定の締結

## 第8 防災知識の普及

### 1 防災知識の普及、防災訓練の実施

市は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット等の配布、地域の防災訓練等への積極的な参加などを呼び掛け、要配慮者に災害に関する基礎的知識の普及に努める。

指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

また、市は、要配慮者の支援に関する知識や情報を周知するため、地域住民、自主防災組織、地元の防災関係機関等と要配慮者が合同で、救出訓練や避難訓練を実施する防災訓練の体験機会を提供する。

### 2 要配慮者に適した方法・媒体による防災知識の普及啓発

市は、要配慮者に適した方法・媒体により、防災知識の普及啓発活動を実施する。

- (1) 視覚機能に障害があるとき
  - ・音声情報による周知
  - ・拡大文字による周知
  - ・その他、効果的な方法の併用による周知
- (2) 聴覚機能に障害があるとき
  - ・文字情報による周知
  - ・映像による周知
  - ・手話による周知
  - ・その他、効果的な方法の併用による周知
- (3) 日本語理解が困難なとき
  - ・外国語による周知
  - ・その他、効果的な方法の併用による周知
- (4) 地理的理解に障害があるとき
  - ・地図つき情報による周知
  - ・その他、効果的な方法の併用による周知

### 3 社会福祉施設及び事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

## 第9 要配慮者に対する防災対策への配慮

防災対策を講じるに当たっては、要配慮者に十分配慮し、以下の事項等について検討する。

- ア 要配慮者に必要となる支援内容の把握
- イ 生活支援のための人材確保
- ウ 障害の状況等に応じた情報提供
- エ 粉ミルクや柔らかい食品等特別な食料を必要とする要援護者に対する当該食料の確保と提供
- オ 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
- カ 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- キ 第二次避難を要する要配慮者についての当該施設への受入れ対策の実施
- ク 宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮

## 第10 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の派遣

県は、令和元年度11月1日より、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）を整備した。災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。市からの派遣要請により、避難所等に派遣される。

## 第14節 飲料水、食料、生活必需品確保計画

災害発生時における住民生活の安定を確保するため、飲料水、食料品、生活必需品等の備蓄、調達体制を確立する。

### 第1 市と住民の役割分担

#### 1 住民の役割

住民は、飲料水、食料その他の生活必需品の備蓄に努めるものとする。東日本大震災の教訓を踏まえ、大震災が発生した場合、交通網が寸断され、支援物資がすぐに行き渡らない可能性があることから、「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から1週間分以上の分量を自ら確保するよう努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で継続して備蓄できるよう努める。

#### 2 市の役割

市は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するため、「物資の調達及び供給計画」を策定し、その計画に基づいて調達及び供給を実施するための環境整備に努める。なお、当該計画の実現に当たっては、民間の施設やノウハウの活用を図る。

### 第2 個人備蓄の推進

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民に対して飲料水、食料の備蓄並びに非常持出品の整備について啓発し、普及を図る。

#### 1 飲料水

災害による断水に備えて、各家庭において1人1日当たり3リットルを目安として1週間分以上の水の確保を目標とする。貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。

#### 2 食料

各家庭において、1週間分以上の主食、副食等の保存食を平常時から備蓄しておくよう啓発する。特に主食については、米が調理できない場合に備えて、乾パンや缶詰等、調理不要な食料も用意しておく。また、備蓄食料については、賞味期限等に注意し、定期的に点検、入替えを行う。

#### 3 生活必需品

救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を準備し、置き場所を決めておく。また、医薬品や乾電池等については、期限等に注意し、定期的に点検する。自動車へのこまめな満タン給油を行う。

### 第3 市の物資調達

市は、市の備蓄と流通備蓄により災害時における必要物資を調達する。市の備蓄については、各避難所単位に生命、生活の維持に最低限必要なものを分散して備蓄する。また、県では市が行う備蓄の補完と広域的な対応のため、生命の維持に最低限必要なもの

を主体に備蓄することとしている。

#### 1 飲料水

地域バランスに配慮して避難所等に貯水槽を整備する。また、可搬式浄水器の整備を推進し、非常時にはプールや河川の水を飲料水として活用できるようにする。

#### 2 食料及び生活必需品

防災地区の中心となる施設に備蓄倉庫を整備し、被災者が当面の生活に必要な食料、簡易トイレ、生活必需品等を備蓄する。

#### 3 備蓄の管理

備蓄倉庫は防災担当者が定期的に点検し、備蓄品の補充、更新を行う。

※資料編 4－2 備蓄状況参照

### 第4 必要物資調達体制

#### 1 関係業界団体等との協定締結の推進

食料、生活必需品、資機材等災害時の生活維持に最低限必要な緊急物資については、予め関係業界団体等との協定を締結し、物資の調達を図る。

#### 2 パソコンによる情報通信の活用

避難所における必要物資を把握し、不足している必要物資の融通を図るため、パソコンによる情報通信機能を活用したシステムづくりを推進する。

#### 3 物資調達のマニュアル化

必要物資の種類、品目、数量並びに調達先、連絡先及び連絡方法等を予め定めたマニュアルを作成し、物資調達作業の円滑化を図る。

#### 4 事業者団体との連携

農林水産物、畜産物、林産物等の被災地への供給を確保するため、事業者団体、集出荷、販売、輸送業者等との連絡体制を整備し、定期的に在庫量把握等の情報収集を実施する。

### 第5 給水対策

市及び水道事業管理者は、水道施設が被害を受けた場合の緊急用水確保のため、避難所に緊急濾水装置や貯水槽の整備を行うほか、防災井戸の設置等地下水利用に関する水質条件等のガイドライン設定等を検討する。また、緊急用水の供給に必要な給水車の整備を促進する。

### 第6 県への報告

災害発生時において、県が適切に物資の供給及び支援を行うことができるように、市は、平常時における調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を年1回以上県に報告する。

## 第 15 節 緊急輸送道路整備計画

災害発生時において迅速な災害応急対策の実施を図るためには、交通輸送機能の確保が必要であり、交通輸送道路の整備を推進する。

### 第 1 緊急輸送道路の指定

県は、防災拠点としての重要度、災害後の復旧活動を考慮して、以下の 3 つに区分して緊急輸送道路ネットワークを指定している。

### 第 2 緊急輸送道路の整備

市は、県の指定した緊急輸送道路と市役所、避難所、災害活動用緊急ヘリコプター臨時離着陸場、救援物資集積場所など防災拠点とを結ぶ市道について、拡幅や耐震強化の整備を推進するとともに、県指定緊急輸送道路の道路管理者に対し、当該道路の耐震強化等の整備を要請するなど、市域の緊急輸送道路網の整備を行う。

| 種別          | 道路の機能                                                         | 路線名                                                                          |
|-------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 次緊急輸送道路 | ア 他府県と連絡する広域幹線道路（高規格幹線道路、一般国道）<br>イ 県内の主な市町村を相互に連絡する道路        | ・ 国道 1 6 5 号                                                                 |
| 第 2 次緊急輸送道路 | 第 1 次緊急輸送道路と防災拠点（市町村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、ライフライン拠点、救助活動拠点）を連絡する道路 | ・ 国道 1 6 6 号<br>・ 国道 3 6 9 号<br>・ 国道 3 7 0 号<br>・ 県道室生口大野停車場線<br>・ 市道玉立 2 号線 |
| 第 3 次緊急輸送道路 | 第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路と市の防災拠点を連絡する道路                              | 市で指定                                                                         |

※資料編 2－6 緊急輸送道路参照

### 第 3 緊急通行車両の事前届出

災害時において、迅速かつ円滑な輸送を図るため、市及び防災関係機関は、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行い、公安委員会から緊急通行車両と認められるものについて「緊急通行車両事前届出済書」の交付を受ける。

### 第 4 ヘリコプター臨時離着陸場の整備

災害時における救援救護活動、緊急物資の輸送等でヘリコプターによる応急活動を円滑に進めるため、ヘリコプターが離発着できるヘリコプター臨時離着陸場の選定と整備に努める。

#### 1 ヘリコプター要請担当窓口等

ア 要請担当窓口 総務部総括班

イ 派遣要請手続き

「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき派遣要請を行う。

※資料編 5－3 県防災ヘリコプターの派遣要請窓口参照

## 2 災害対策用ヘリコプター臨時離着陸場の指定

ヘリコプターによる緊急物資等の航空輸送を円滑に実施するため、災害対策用ヘリコプター臨時離着陸場を指定する。ヘリコプター臨時離着陸場は防災階層の防災地区に1箇所は設置することとし、孤立のおそれのある山間部においては、自治会（集落）単位での設置を検討する。

## 3 災害対策用ヘリコプター臨時離着陸場の受入体制

緊急運行を要請した場合に必要な以下の受入体制を予め整備する。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策

イ 空中消火用資機材、空中消火基地の確保

ウ その他必要な事項

※資料編 2－9 災害時ヘリコプター臨時離着陸場参照

## 第16節 建築物災害予防計画

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

### 第1 市有建築物の耐震性の確保

市有建築物は、災害発生時に防災上の活動拠点として重要な役割を担っていることから耐震安全性の分類及び目標を定め、施設それぞれが受け持つ役割に応じた耐震性の確保に努める。

#### 1 災害時に活動上重要な建物

市有施設のうちから次に掲げる災害応急対策上重要な建築物については、耐震診断を行い、耐震改修が必要な場合は、計画的に耐震改修等を行うように努める。

ア 災害時に応急対策活動の拠点施設となる庁舎

イ 災害時に被災者の一時収容施設となる学校等

#### 2 その他の市有建築物に係る防災対策

防災重要建築物以外の市有建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、耐震診断やその結果に応じ耐震補強を推進する。

#### 3 市有建築物のデータの収集・整理

非常災害時の速やかな応急活動を図るため、耐震性を含め、予め市有建築物のデータを収集・整理し管理する。

#### 4 非構造部材の耐震対策

市は、その所有又は管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

### 第2 既存建築物等の耐震性の向上

地震による建築物の倒壊等に起因する人命の危害や財産の被害を未然に防止するため、「奈良県耐震改修促進計画」を踏まえて策定する「宇陀市耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物等の耐震性の向上を図る。

また、一定の要件を満たす既存木造住宅等の耐震診断に対して支援等を行うことにより、耐震化の促進に努める。

#### 1 普及、啓発

市は、既存建築物の耐震性向上のため、広報紙、インターネットの活用やパンフレットの配布等によりわかりやすく、耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及、啓発を図る。

#### 2 公共建築物の耐震診断・改修の促進

市は、市が所有又は管理に係る公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果、耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修に努める。

#### 3 早急に対応すべき区域における耐震診断・改修の促進

地震災害に強いまちづくりを進めるため、緊急輸送路や避難路に沿った地区、災害時

に重要な機能を果たすべき建築物が多く立地する地区、木造住宅が密集する出火危険度及び延焼拡大度の高い地区など、市街地の状況により面的な対策が必要とされる地区について早急に対応すべき区域を設定し、耐震診断・改修を誘導する。

### 第3 文化財建造物等の耐震性向上対策

平成8年に文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年、文化庁において策定された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に則り、耐震性能の確保と防火対策の強化を図るとともに、文化財所有者若しくは管理者に対し、建物内外の良好な環境保全を図るように指導する。

また、災害発生時において早急に応急対応体制が確立できるよう、予め文化財の所在・形状・員数等を把握しておくものとする。

### 第4 コンピューターの安全対策

市は保有する重要な情報システムについて、耐震補強、機器の落下防止倒壊の防止、データの安全な場所での保管などの所要の安全対策の実施に努める。

### 第5 ブロック塀・石塀等対策

ブロック塀の倒壊による被害を防止するために、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導する。また、特に通学路沿い及び避難所周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓蒙するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては改善するように指導する。

### 第6 家具等転倒防止対策

地震発生時に家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対しリーフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図るものとする。

### 第7 応急危険度判定実施体制の整備

#### 1 被災建築物応急危険度判定士の要請等

市は、応急危険度判定士の登録を推進するとともに、県及び建築関係団体と連携し、耐震診断・耐震改修に関わる技術者の養成、知識及び技術の向上を図る。また、予め宇陀市在住の建築士会会員の判定士の中から登録している判定士を把握しておくものとする。なお、災害時に必要な応急危険度判定士を確保できるよう、県と協力体制の整備を図る。

#### 2 応急危険度判定実施体制の整備

市は、県と連携し、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、建築関係団体等を含めた応急危険度判定に即応できる体制を構築する。

#### 3 応急危険度判定制度の普及・啓発

市は、県及び建築関係団体と連携し、住民に対して、応急危険度判定制度について理解が得られるよう普及・啓発を図る。

## 第17節 火災予防計画

火災による被害から住民の生命及び財産を守るため、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化及び消防水利の整備等を図る。

### 第1 出火防止・初期消火

市は、火災に伴う被害を最小限に軽減するため、次の対策を実施する。

- (1) 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。
- (2) 災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等に住宅用火災警報器、消火器、消火バケツの設置について普及を図る。
- (3) 地域及び事業所等において女性防火クラブや自衛消火隊などの自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

### 第2 火災拡大要因の除去

火災の延焼防止を図るため、以下の対策を推進する。

#### 1 建築物不燃化対策

- ア 木造建築物について、屋根の不燃化及び外壁の延焼防止等建築基準法に定める規準の遵守を徹底する。
- イ 不特定多数の人の用に供する特殊建築物、火災発生危険度の高い建築物及び危険物取扱施設については、耐火建築物又は準耐火建築物とするなど建築物不燃・耐火化を徹底する。
- ウ 不特定多数の人の用に供する特殊建築物、無窓建築物及び火気使用室等は、壁、天井の仕上げに不燃材料等を使用するよう徹底する。

#### 2 消防活動対策

市は、消防活動が困難である区域の解消に資するため、当該区域の道路整備に努める。

### 第3 消防力・消防水利の整備

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）並びに「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防設備等の整備に努める。

- (1) 市は、消防本部及び県と連携し、人員の確保についての対策を推進する。
- (2) 市は、消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、青年層、女性層の消防団への参加促進を図る等消防団の充実強化に努める。
- (3) 市は、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための消防資機材や消防設備の整備に努める。
- (4) 市は、災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保

に努め、水利の多元化を推進する。

※資料編 5－4 奈良県広域消防組合消防本部組織図参照

※資料編 5－5 消防団参照

## 第18節 水害予防計画

市の河川は、地形的条件から集中豪雨等による増水時には水害が発生する危険性がある。よって、水害による被害を防止するため、河川の点検・調査、整備等の予防対策に努める。また、洪水時の河川の氾濫による浸水情報や避難準備に係る情報の住民への周知に努める。

### 第1 洪水浸水想定区域における避難確保措置等

#### 1 危険箇所の調査

市における集中豪雨時の危険箇所として、県及び国土交通省指定の浸水想定区域及び重要水防箇所等があげられる。これらの箇所については、定期的にパトロールを実施して、危険箇所の点検調査を行う。

#### 2 情報連絡体制の整備

市は、関係機関と災害時における情報連絡体制を整備する。

#### 3 危険箇所の周知等

ア 河川管理者は危険箇所を速やかに市に報告する。

イ 市及び関係機関は、危険箇所について平常時から住民に対する広報を行い、周知を図る。

ウ 市及び関係機関は、災害時に危険箇所等における施設の被害、浸水のおそれなどの情報を得た場合は、付近住民に対し速やかに情報提供を行う体制を整備する。

エ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対しては、予め風水害時に浸水する危険があることを周知するとともに、風水害の危険がある場合、市から迅速に情報伝達するシステムを確立しておく。

オ 市長は洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

#### 4 洪水浸水想定区域における避難確保措置

市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めることとする。

なお、洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）がある場合には、当該施設の名称及び所在地並びにそれらの利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

#### 5 事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成

##### （1）要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

洪水浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するものとする。また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑か

つ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

※資料編 7-1 宇陀川・芳野川・その他河川（中小河川） 浸水想定区域図参照

※資料編 7-2 水防区域参照

※資料編 7-3 市内河川一覧（一級河川）参照

※ 7-13 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 参照

## 第2 河川の整備

河川による水害を防止するため、各河川管理者と協力しながら事業の推進を図る。

### 1 河川改修事業

（1）国土交通省及び県管理河川において行われる事業

- ・直轄河川改修事業
- ・総合流域防災事業

（2）市管理河川において行う事業

- ・総合流域防災事業
- ・都市基盤河川改修事業

## 第3 ため池等の災害予防計画

### 1 ため池の災害予防

市は、老朽化の著しいため池について、各ため池管理者に対し、その対策について啓発指導に当たるとともに、気象状況を通知して監視を徹底させる。また、整備を必要とするため池については、県と協議のうえため池整備事業等により整備を推進する。

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、ハザードマップの作成・公表・周知を行うとともに、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制、緊急連絡体制の整備等の指導を行う。

※資料編 7-4 ため池一覧参照

### 2 農業用施設の災害予防

樋門や堰等、農業用水を取水するために設置された施設の構造が不适当又は不十分になったものについて、整備、補強等の改善措置を施設管理者等に指導する。

※資料編 7-5 井堰一覧参照

### 3 ダム災害予防計画

市は、ダム施設管理者と平常時から連携を強化し、協力体制を確立しておく。特に、ダム放流警報の伝達体制及び住民への広報体制については、遺漏のないよう万全を期する。

## 第4 水防体制の確立

### 1 水防活動体制の整備

市は水防管理団体として、水防法の定めにより奈良県水防計画に準じて策定された宇陀市水防計画に基づき、市の区域における水防活動体制の整備を図る。

### 2 水防力の強化

市における水防活動を担う消防団の強化のため、必要に応じて消防団員の増員等を検討し、水防力の強化を図る。

### 3 水防訓練の実施

水防法第35条の定めるところにより、毎年水防訓練を実施する。

## 第5 水防資機材の整備

### 1 水防資機材及び水防倉庫の整備

市は水防活動に必要な資機材を整備し、適切な場所にこれを備蓄する水防倉庫を設置する。資機材は予め定められた水防倉庫管理者が定期的に点検し、腐敗や故障のあるものについてはその都度新しいものに取り替える。

### 2 量水標

市の区域の水防区域内で以下の条件を満たす適切な箇所に量水標を設置し、常時河川の水位観測を実施する。

- ア 河状の整った場所
- イ 流失のおそれがない場所
- ウ 夜間の観測が可能な場所

### 3 雨量計

市は、雨量計により観測を行い常に降雨状況を把握する。

## 第6 避難体制の整備

風水害時において水害の発生する危険がある地域については、避難指示等の基準の明確化、避難に係る情報の伝達方法の作成等を行い、関係住民に周知する。なお、避難体制については、別途水害や土砂災害について策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を活用する。

### 1 避難指示等の基準の明確化

#### (1) 避難指示等の種類

- ・【警戒レベル3】高齢者等避難（避難に時間のかかる避難行動要支援者が避難を開始する段階）
- ・【警戒レベル4】避難指示（全ての住民が直ちに避難する段階）
- ・【警戒レベル5】緊急安全確保（警戒レベル4の段階までに避難できなかった人に対し、自宅など今いる場所で安全を確保する段階）

#### (2) 避難指示等の基準の明確化

避難指示等を行う時期に遅れが生じないように、以下の客観的基準によりの確な避難指示等の発令を行う。

- ・雨量（積算雨量及び時間雨量）
- ・河川の水位

### 2 水位情報及び避難情報の伝達方法

浸水想定区域内の住民に対する水位情報及び避難情報の伝達漏れをなくすため、災害時における情報伝達手段によりの確に伝達する。

### 3 ハザードマップによる避難関係情報の周知

市は、浸水想定区域、水位情報等の連絡方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示した洪水ハザードマップを住民に配布するとともに、インターネットを活用し、避難関係情報の住民への周知を図る。

## 第19節 雪害予防計画

冬季における積雪及び凍結障害から交通を確保し、住民生活と地域産業の安定を維持するため、道路の除雪を推進する。

### 第1 除雪計画の作成

冬季の降雪期までに毎年以下の内容からなる除雪計画を作成し、雪害予防に万全を期す。

- ア 除雪路線
- イ 除雪実施区分
- ウ 融雪資材の設置計画
- エ 除雪機械の確保計画

### 第2 除雪路線及び除雪実施区分

#### 1 除雪実施区分

除雪については、主要路線を主体として、次の区分により実施する。

- (1) 一般国道  
直轄区間は国土交通省、その他は県
- (2) 主要地方道及び一般県道  
県、ただし市街地については市が協力
- (3) 市道  
宇陀市

#### 2 除雪路線

除雪路線一覧による。

※資料編7－6 除雪路線(市道)参照

### 第3 融雪資材の設置

国道及び県道については、県によって融雪資材が設置されており、市は、市道の交通上重要な路線について融雪資材を設置する。

### 第4 除雪機械等の確保

除雪に必要な機械については、市内の建設業者から調達する。なお、豪雪時において機械が不足する場合は機械レンタル会社から借り受けることとする。また、機械の運転手等については、市内の建設業者を動員することとし、予め協定を締結する。

## 第 20 節 土砂災害防止計画

台風、集中豪雨等による土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり等による土砂災害から住民の生命と財産を守るため、市は、関係機関と連携して総合的かつ長期的な対策を講ずる。

### 第 1 土砂災害対策事業の推進

荒廃した山地、溪流等における集中豪雨等による土石流、土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等の災害から人命、財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業の実施を県に要請する。

#### 1 砂防事業

砂防指定地は、山地の荒廃、集中豪雨等による土石流、土砂流出災害に対処するため、その発生のおそれがある溪流及びその流域に指定されている。緊急性の高い箇所や要配慮者利用施設や避難所等の保全対象があるなど重要度の高い箇所から砂防えん堤等の砂防施設の整備が実施されており、その促進を要請する。また、砂防指定区域内においては開発行為等に対する管理の強化を要請する。

また、土石流危険溪流は、「土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領」による土石流発生の危険性がある溪流であり、砂防えん堤工、溪流保全工事等の対策が実施されており、その促進を要請する。

※資料編 7－7 砂防指定地参照

#### 2 急傾斜地崩壊対策事業

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域並びに「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領」に基づく急傾斜地崩壊危険箇所は、がけ崩れが発生し、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある斜面で、傾斜 30 度以上、高さ 5 メートル以上の自然斜面及び人工斜面である。県では急傾斜地崩壊危険区域において、緊急性の高い箇所や要配慮者利用施設や避難所等の保全対象があるなど重要度の高い箇所で、急傾斜地の所有者が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当な場合に急傾斜崩壊対策工事が実施されており、その促進を要請する。

#### 3 地すべり対策事業

「地すべり防止法」に基づく地すべり防止区域は、現に地すべりをしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域と、これに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長、若しくは誘発するおそれのきわめて大きい地域で、国土交通大臣あるいは農林水産大臣が指定したもの、について指定されている。

また、地すべり危険箇所は「地すべり危険箇所調査要領」により空中写真判読及び既存記録等から抽出した地すべりの危険のある箇所である。

#### 4 山地災害対策の推進

山地災害危険地区は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が直接人家又は公共施設に及ぶおそれがある地域に指定されている。これらの指定箇所については、森林法に基づき、森林の維持造成を通じて山地災

害を未然に防止するよう県に要請する。

※資料編 7－9 山地災害危険地区参照

## 第2 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害による災害の未然防止のため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにしていく必要がある。このため、県は土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査し、土砂災害危険箇所を土砂災害警戒区域に指定する。

※資料編 7－8 土砂災害警戒区域指定状況参照

## 第3 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の確立

土砂災害から人命、財産を守るため、従来から実施している施設整備などのハード対策だけでなく、住民に対する土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進していく。

県によって土砂災害警戒区域に指定された区域について、土砂災害防止法第8条に基づき、警戒避難体制の整備を図る。

また、土砂災害警戒区域における特定開発行為の制限、建築構造規制、移転等の勧告等を実施していく。防災対策を進めるにあたっては、行政と住民が常に情報を共有し、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」とが相乗的に働くことを目指す。

### 1 危険箇所の総点検及びパトロール

県及び関係機関と協力し、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり等が発生するおそれがある土砂災害警戒区域等について、定期的な総点検及びパトロールを実施する。

### 2 未指定危険箇所の調査

県と協力し土砂災害警戒区域に指定されていない区域について、調査を実施する。

### 3 土砂災害警戒区域等の周知

市域において指定されている土砂災害警戒区域等について、防災マップの配布や防災訓練の実施等により、住民及び自主防災組織に対して周知徹底を図る。

### 4 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

土砂災害の特徴、土砂災害発生時の避難方法、避難時の注意事項等について、ハザードマップの配布や防災訓練の実施等により、住民及び自主防災組織に対し周知徹底を図るとともに、人命保護を第一に警戒区域ごとに以下の事項を定め、警戒避難体制を整備する。なお、作成した避難勧告等判断・伝達マニュアル等を活用する。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

※資料編 7－13 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設参照

オ 救助に関する事項

カ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法

キ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

## 5 要配慮者利用施設に関する警戒避難体制の確立

市は、土砂災害を受けるおそれのある要配慮者利用施設（高齢者、障がい者、幼児等災害緊急時に自力で避難が困難な要配慮者がいる施設）の管理者に対して県の協力を得て、土砂災害警戒区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、避難確保計画の作成、警戒避難体制の確立などの防災体制の整備に努めるよう指導する。

また、避難行動要支援者は、自力で避難することが困難であることに鑑み、自治会、自主防災組織、近隣居住者等の協力も得て、早めに避難するように指導する。

※資料編 7-13 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設参照

## 第4 土砂災害別予防対策

### 1 土石流対策

土石流危険渓流に関する砂防工事の実施促進を県に要請するとともに、災害発生につながる以下の状況把握と避難指示等の連絡体制を確立し、迅速な避難により土石流による人命被害の回避を図る。

ア 降雨量等気象状況に基づく避難基準の確立

イ 関係住民に対する危険性及び避難体制の周知

ウ 関係住民や自主防災組織への避難指示等に係る情報伝達体制の確立

エ 危険渓流に係る以下に示す状況把握

- ・ 立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえる場合
- ・ 渓流が急激に濁りだした場合や流木等が混じり始めた場合
- ・ 継続的な降雨にもかかわらず渓流の水位が急激に減少し始めた場合（上流での崩落により流れが堰きとめられている危険がある）
- ・ 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ・ 渓流付近の斜面で落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

### 2 急傾斜地対策

崖崩れは突発的な災害であり、逃げ遅れなどによる人命被害を回避するため、以下の予防対策を推進する。

ア 降雨量等気象状況に基づく避難基準の確立

イ 関係住民に対する危険性及び避難体制の周知

ウ 関係住民や自主防災組織への避難指示等に係る情報伝達体制の確立

エ 崖からの水が濁る場合、崖に亀裂が入った場合、小石等が落ちてくる場合等の斜面崩壊の兆候把握

オ 急傾斜地崩壊による被害を回避するための住宅移転等の検討

### 3 地すべり対策

地すべりは、比較的緩やかな斜面において地中の粘土層等の滑り面に沿って地盤が滑

動する現象であり、被害が広範囲に及ぶことが特徴となっている。地すべりによる人命被害を回避するため、以下の予防対策を推進する。

- ア 関係住民に対する危険性及び避難体制の周知
- イ 関係住民や自主防災組織への避難指示等に係る情報伝達体制の確立
- ウ 地すべり危険区域における以下に示す状況把握
  - ・地面にできるひび割れ
  - ・沢や井戸の水の濁り
  - ・斜面からの水の噴出し

## 第5 移転等の促進・支援

土砂災害から住民の生命・財産を守るため、土砂災害により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域については、市は、県の技術指導及び助成を受けて住宅の移転を計画的に推進する。

## 第6 土地利用の適正化

### 1 宅地開発等に係る安全指導

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合に、被災宅地危険度判定士により、被災状況の迅速かつ的確な把握を行い、二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を図る。そのため、被災宅地危険度判定制度の体制整備を行い、被災危険度判定士を養成し、近隣市町村と相互支援を図りながら被災宅地危険度判定の実施体制整備に努める。

また、宅地造成現場等の防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告又は改善命令を発し災害の事前防止と環境の整備された良好な宅地に努めるとともに、広く住民に宅地の安全性についての意識の高揚を図る。

### 2 がけ地近接住宅移転

土砂災害から住民の生命・財産を守るため、土砂災害により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域の住宅については、市は、県からの技術指導や助成により危険住宅の移転を積極的かつ計画的に推進する。

## 第7 宅地の耐震性確保対策

近年、大地震発生時に谷埋め盛土造成地において盛土の滑動崩落現象が発生し、大規模な地盤災害が発生している。本市においても大地震時における谷埋め盛土の滑動崩落現象の発生が懸念されることから、大地震時の地盤災害を防止するため以下の取組を推進する。

- ア 県が作成した大規模盛土造成地マップを参考にして、造成地における地盤災害の危険性を調査し、地盤災害の危険性を住民に周知する。
- イ 地盤災害の危険性調査を踏まえて、宅地造成等規制法に基づく「造成宅地防災区域」の指定と必要な防災措置の施工を検討する。

## 第21節 風害予防計画

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、市は防災関係機関と連携して、被害の軽減・防止を図る。

### 第1 暴風・竜巻等の防災対策

市は、関係機関と連携し、暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシート等を備蓄するとともに、事業者に対し、建物や付属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散しないための対策を講じるよう徹底を図る。

また、暴風・竜巻等による人的被害や、建物、立木及び標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やガレキ撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

### 第2 情報の収集・伝達体制の整備

市は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。

気象庁は、暴風・竜巻等による被害の軽減に資するために、強風注意報、暴風警報や竜巻注意情報を発表することになっている。市は、竜巻注意情報が発表された場合、気象情報（気象庁HP、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

### 第3 住民への普及啓発

市は、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、住民に普及・啓発を行う。

#### 1 被害の予防対策

ア 強風注意報、暴風警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。

イ 身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。

ウ ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

#### 2 暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

ア 雨戸・シャッター等を閉める。

イ ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。

ウ 建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動する。

#### 3 暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

ア 電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

## 第22節 道路災害防止計画

市及び道路管理者等は、災害時の交通システムを維持するため、施設等の構造強化や交通ネットワークの充実等被害軽減のための諸施策を実施するとともに、相互の連絡体制を整備し被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じる。

### 第1 道路施設

市は、道路管理者と連携し、緊急輸送道路ネットワークとしての道路機能を確保するため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。また、質の高い防災体制の確立と地域内の確実な避難、救助活動を確保するため、災害に強い道路網の整備に努める。

#### 1 道路等の整備

市は、道路管理者と連携し、災害時における道路機能確保のため、道路の計画的な補強対策等の推進を図る。また、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についても併せて整備を図る。

##### (1) 幹線道路網の整備

市は、国及び県と連携し、緊急輸送道路として活用するため、交通網の中核となる幹線道路整備の促進を図る。また、地域的な防災体制確立のため、市と防災上拠点となる都市等を連結する幹線道路網について、被災時の代替性を考慮して、整備の促進を図る。

##### (2) 市街地における道路の整備

市は、市街地において、都市計画道路の整備を推進し、街路樹による火災延焼防止効果を含め、災害に強い道路整備に努める。また、旧市街地や集落における狭隘道路については、消火活動や救助活動に支障となるので、拡幅整備を推進する。

#### 2 避難路の確保

災害時の避難路となる道路については、歩道の設置等による避難ルートの確保を推進する。また、災害時において避難路となる主要幹線に被害が生じた場合に代替の避難路となる可能性のある道路については、整備を推進する。

#### 3 点検調査及び防災補修工事

災害時における道路施設の機能を確保するため、道路法面等の路面への崩落及び路体の崩壊が予想される箇所等について調査を実施し、防災補修工事が必要な箇所については対策工事を実施する。

#### 4 トンネルの整備

災害時におけるトンネルの安全確保のため、所管のトンネルについて安全点検調査を実施し、補修等対策工事が必要な箇所については補強工事を実施する。

#### 5 道路啓開用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時における緊急輸送道路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を確保する体制を整備する。なお、道路啓開用資機材の確保については、民間企業の協力体制を確立する。

### 第2 橋梁等の整備

災害時の道路機能を確保するうえで、橋梁は特に重要な道路施設であり、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線については、重点的に耐震性の強化を進める。また、橋梁等に関する安全点検を実施し、補修、改良等が必要な場合は早期に改善事業を実施する。

なお、今後新設する橋梁については、「道路橋示方書・同解説」（平成14年3月改訂（社）日本道路協会）に基づき整備する。

### 第3 連絡体制の整備

#### 1 職員の配備体制

市及び道路管理者は、災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

#### 2 防災関係機関相互の応援体制

ア 災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応出来る体制を整える。

イ 道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、市、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

## 第23節 宅地等災害防止計画

住宅地において、風水害時におけるがけ崩れや土砂の流出等の災害発生に備え、住民の生命と財産を守るため、住宅地の災害防止を推進する。

### 第1 宅地防災の推進

#### 1 都市計画法等の適切な運用

近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、豪雨による宅地の災害を防止するため、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合に、被災宅地危険度判定士により、被災状況の迅速かつ的確な把握を行い、二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を図る。

大地震が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の概ねの位置や規模を調査する第1次スクリーニングの実施と大規模盛土造成地マップを作成し、公表・配布、ホームページへの掲載等により住民に広く周知し、災害の未然防止や被害の軽減に努める。

引き続き、第2次スクリーニングを計画的に進めるために調査の優先度について検討を進め、安全性の検証に向けて取組む。

#### 2 開発事業者等に対する行政指導

市は、災害防止対策として、宅地造成等開発事業者に対し、次の事項を指導する。

- ア 開発予定地の下流における排水問題を十分検討するとともに、事前に関係機関と十分調整する。
- イ 緊急時における宅地防災に関する応急対策の方法等を明確にする。
- ウ 造成については、宅地造成等規制法等関連法規を遵守する。
- エ 緊急事態を想定した造成工事の方法を採用し、地域住民に被害を及ぼさない。
- オ その他地域における防災上重要な事項を遵守する。

#### 3 被災宅地危険度判定実施体制の整備

大規模な宅地災害が発生した場合に、被災宅地危険度判定士により、被災状況の迅速かつ的確な把握を行い、二次災害を軽減・防止し住民の安全確保を図る。市は、県と連携し、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、危険度判定に即応できる体制の構築と、危険度判定に係る支援体制及び実施体制の整備を図る。

なお、被災宅地危険度判定士の派遣に関しては、県が被災宅地危険度判定制度の体制整備と被災宅地危険度判定士の養成を図っており、県に応援を要請する。

#### 4 宅地防災月間

梅雨期及び台風期には防災パトロールを強化し危険箇所の応急工事の勧告又は改善命令を発し災害の事故防止に努めるとともに、毎年5月を宅地防災月間として、宅地の安全についての意識の高揚を図る。

- ア 防災パトロールの実施
- イ 標識の設置
- ウ ポスターの掲示等

## 第2 災害危険住宅の移転促進

災害の危険から住民の生命を保護するため、災害が発生した地域又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住民の集団移転を促進する。

また、がけ地近接危険住宅の移転を積極的に推進する。

### 1 集団移転

市は、災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を保護するため集団移転を促進することが適当と認められる区域について、防災のための集団移転促進事業の実施の促進と移転者に対して必要な援助に努める。

### 2 がけ地近接危険住宅移転事業

がけ地の崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、事前に災害から人身事故を防止するため、国から必要な補助金交付を受け、また、県からの必要な技術指導及び助成により、がけ地近接危険住宅移転事業を実施する。

## 第 24 節 危険物施設等災害予防計画

### 第 1 危険物施設等災害予防計画

消防本部、危険物取扱事業者等は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。

#### 1 消防本部が実施する予防対策

- ア 危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。
- イ 立入検査等を実施し関係法令を遵守させる。
- ウ 危険物施設の設置又は変更の許可に当たって、災害による影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう指導する。
- エ 既設の危険物施設について、施設の管理者に対し災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- オ 危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。
- カ 化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

#### 2 危険物取扱事業所が実施する予防対策

- ア 危険物取扱事業所は、次のとおり自主防災体制を整備する。
  - ・防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄
  - ・自主的な防災組織の結成
  - ・保安教育の充実
  - ・防災訓練の実施
- イ 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し安全性の強化に努める。
- ウ 大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

### 第 2 高圧ガス・L P ガス施設

ガス事業者等は、地震等により発生するガス爆発等の一次災害を防止し、更に公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、保安対策の強化に努める。

#### 1 ガス事業者等が実施する対策

- ア 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。
- イ L P ガス漏洩による災害事故を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。
- ウ L P ガス販売事業者は、その貯蔵施設内の L P ガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等における L P ガス漏出事故発生防止を徹底す

- る。
- エ (社) 奈良県高圧ガス保安協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付けと整備を充実強化する。また、消防署、警察署及び防災関係機関への応援協力を充実強化する。
- オ 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

### 第3 火薬類施設災害予防計画

- (1) 県は、公安委員会の協力の下に、「火薬類取締法」に基づき、関係者及び事業場等に対する取締り並びに保安指導に努める。
- (2) 施設管理者等は、認可を受けた危害予防規定を遵守するとともに、自主保安体制を強化し、設備については定期自主点検を実施する等、点検・整備の励行に努める。また、保安教育計画を作成し、従業者に対し保安教育を実施する。

### 第4 毒物・劇物保管施設災害予防計画

#### 1 県は、以下の対策を実施する。

- ア 毒物・劇物営業者に対し、当該保管施設についての防災対策や流出による被害防止を図るよう指導する。
- イ 毒物・劇物製造業者、販売業者等の取扱責任者の研修を実施し、保安教育の向上を図る。
- ウ その他毒物及び劇物を業務上多量に取り扱う業者の把握に努め、指導体制の確立を図る。

#### 2 施設管理者は、以下の対策を実施する。

- ア 施設の管理・点検等の強化を図る。
- イ 保健所等関係機関への届出体制を確立する。
- ウ 徐毒作業に必要な中和剤を備蓄する。
- エ 従事者に対し教育・訓練を実施する。

## 第 25 節 ライフライン施設災害予防計画

市及び関係機関は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時からライフラインの防災体制の整備に努める。

市は、ライフラインに関わる各防災関係機関の定める防災業務計画に協力し、地震時におけるライフライン機能の確保に努める。また、各関係機関は、施設の安全性の強化をめざすとともに、各系統の多重化や拠点の分散等により、代替性の確保を図る。

### 第 1 水道施設の災害予防計画

災害による断水・減水等の被害を最小限に止め、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強及び給水体制の整備に努める。

#### 1 水道施設の耐震化

水道事業者等は、取水施設・浄水場・配水池・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継ぎ手の採用等に努めるものとし、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。

※資料編 8－1 上水道の整備状況参照

#### 2 水の融通体制の確立

水道事業者等は、導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市町村間及び隣接府県間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

#### 3 防災用資機材等の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、予め調達方法・保管場所を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。

#### 4 給水データベースの整備

市は、給水車、給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等、給水に必要なデータを整備する。

#### 5 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

市は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに、計画的に教育訓練を実施する。

### 第 2 下水道施設の災害予防計画

下水道施設については、点検マニュアルを整備し、定期的な点検調査の実施による管渠の維持管理を図るとともに、必要に応じて老朽施設、故障箇所等の改善、構造強化等

を図る。構造強化等を実施し、耐震性の向上に努める。

また、応急復旧用資機材の整備、備蓄及び応急復旧体制の整備を推進する。

#### 1 下水道施設の整備

市街地において、雨水を速やかに排除し浸水被害を防止するため、雨水幹線や都市下水路の整備を促進する。また、既設の稼動施設については、下水道台帳を整備するとともに、補修・補強等を実施する。

※資料編 8－2 下水道の整備状況参照

#### 2 保守点検の実施

下水道施設の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を推進する。

#### 3 維持管理体制の確立

災害時における下水道の破壊は、汚水流出等の事故や排水不良による内水氾濫等につながるおそれがある。よって、平常時から下水道被害に備えて、業務継続計画（下水道 B C P）の策定を行い、応急復旧体制の確立に努め、排水の万全を期する。

また、下水道台帳のバックアップを図るとともに、下水道施設が損傷した場合や停電・断水等を考慮し、その機能を代替できるよう下水道施設のネットワーク化を検討する。

#### 4 応急対策用資機材の整備

市は、排水設備等工事公認業者と資機材の調達に関する協定を締結し、災害時における必要な資機材を確保する体制を整備する。

### 第 3 ライフライン関連事業者等との連携強化（電気、ガス、電話等）

災害時における被害の拡大防止、電力、ガスの安定供給、電気通信の確保並びにこれらのライフラインの迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

#### 1 応急復旧体制の強化

ア 市は、ライフライン関連事業者（以下「各事業者」という。）との連絡体制を確保する。

イ 各事業者は、所管する施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うために、平常時から損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるとともに、情報伝達組織の整備等により被災情報の連絡体制を強化する。

ウ 各事業者は、重要施設へのライフラインの供給を確保するため、優先復旧について予め計画を策定する。

エ 電力及びガス事業者は、電力やガスによる二次災害を防止するため、緊急時供給停止システムを強化するとともに、被災施設の巡視点検の体制や方法について、予め定める。

オ 各事業者は、所管する施設について応急復旧マニュアル等を整備するとともに、施設管理図面等の整備・分散保管を図る。

カ 各事業者は、所管する施設の被災状況や復旧情報等についての的確に広報できるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。

#### 2 災害対策用資機材の整備・点検

ア 各事業者は、被災したライフライン施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の確保・整備に努める。

イ 各事業者は、平常時から保有資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確保する。

### 3 防災訓練の実施

ア 各事業者は、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに従業者の防災意識の高揚を図るために、計画的に防災訓練を実施する。

イ 情報収集連絡体制や関係機関との協力体制の充実強化を図るため、市が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力するものとする。

### 4 協力体制の整備

ア 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関連工事会社や他の地域のライフライン事業者との相互協力体制を整備する。

イ 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他の地域のライフライン事業者との相互融通体制を確保する。

## 第4 住民への広報

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、住民の意識向上を図る。

### 1 市の広報

市は、平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水道使用の制限等について広報に努める。

### 2 電力会社及びガス事業者の広報

電力会社及びガス事業者は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

### 3 電気通信事業者の広報

電気通信事業者は、災害時の通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用、災害用伝言ダイヤルの利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報する。

## 第26節 文化財災害予防計画

文化財は貴重な国民的財産であり、保存のために万全の配慮を必要とする。よって、市及び文化財所有者は文化財の状況を正しく把握し、火災や風水害等の対策を確立する必要がある。また、平常時における多湿、塵芥、虫害、強い光線等も文化財破損の一因と考えられ、これらに対する対策も必要である。

文化財の災害予防対策としては、消火、避雷、警報設備等の設置を推進する。

国、奈良県、宇陀市に指定された文化財は、資料編記載のとおりである。

※資料編 8－3 文化財一覧参照

### 第1 基本計画

文化庁及び奈良県等と連携し、以下の対策を進める。

#### 1 保存整備事業の推進

保存修理による性能維持、及び防災設備・施設（警報設備・避雷設備・消火設備・防災道路・収蔵庫等）の設置、改修等の事業を促進する。

#### 2 管理状況の把握

文化財の巡視等を通じ、管理状況の把握につとめるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

#### 3 所有者・管理者への指導・助言

所有者・管理者に対し日常の災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言を行う。

#### 4 文化財防災思想の普及活動

「文化財防火デー」等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加をすすめ、所有者のみならず一般住民に対しても文化財災害予防に関する認識を高める。

#### 5 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

文化財防災連絡協議会を設置し、消防、警察等防災関係機関と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

### 第2 予防対策

文化財所有者及び管理者は、国、県、市、消防機関の指導及び協力により、災害の予防対策を立て順次実施する。

なお、災害別の予防対策を資料編に示す。

※資料編 9－1 文化財災害別予防対策参照

### 第3 歴史的町並み地区（重要伝統的建造物群保存地区）の防災対策

#### 1 防災拠点の整備

防災設備等の整備を促進するとともにその充実に努める。

#### 2 防災水利の整備

火災報知設備や消火器等の屋内消火設備の設置の促進と十分な消防水利の確保に努め

る。

**3 通報施設の整備**

火災の早期発見、初期消火、延焼防止の実効性を高めるために通報施設の配置に努める。

**4 避難**

建物が密集しかつ道路が狭隘である地域特性を考慮し、地区内の避難ルートを策定する等避難体制の整備に努める。

**5 自主防災組織の育成**

保存地区内の自主防災組織の育成に努め「防災知識の普及」「防災訓練の実施」「災害発生時における初期消火、救出救護等の応急対策」等を行う。

**6 地元住民組織との協働**

保存地区内における火災の早期発見、初期消火、延焼防止に努め、地元住民組織と十分連携を保ち、協働して総合的な防災システムを確立する。

## 第 27 節 林野火災予防計画

本市は、市域の約 7 割が森林で覆われており、林野火災の予防対策の推進は非常に重要な課題である。市及び県、森林組合及び林野の所有（管理）者等は、平常時から、林野火災に必要な環境整備に努めるものとする。

### 第 1 林野火災に強い地域づくり

#### 1 林道、森林の整備

林道管理者は、消防用車両等の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努める。森林の整備については、森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努める。また、固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

#### 2 監視体制の強化

市は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

##### （1）火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発令し、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

##### （2）火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、サイレン等の消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

#### 3 林野所有（管理）者等への指導

##### （1）防火線、防火樹帯の整備

市は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

##### （2）防火用水の確保

市は、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

##### （3）森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条の定めるところにより、市長の許可がなければできない。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、事前にその市町村に通知する。

##### （4）火の使用制限

市は、気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時等、特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙等、火の使用制限を徹底する。

##### （5）火気使用施設に対する指導

消防本部は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

#### 4 防火知識の普及

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末等人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護、及び防火思想の普及、徹底を図る。

(1) 公衆に対する啓発活動

ア 広報宣伝の充実

県、市、消防本部、その他林野関係各機関は、連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

イ 学校教育による防火思想の普及

県、市、消防本部、その他林野関係各機関は、県・市教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

(2) 地域住民、林内作業者に対する啓発活動

ア 地域での指導・啓発

市及び消防本部は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発・普及を図る。

イ 職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場での講習会等を開催し、職員に対して林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

## 第2 活動体制の整備

市、消防本部は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

### 1 消防体制の整備

市及び消防本部は、市域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。

### 2 広域相互応援体制の整備

市、消防本部は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

### 3 消防資機材の整備

市及び林野火災関係者は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図るものとする。

### 4 消防水利の確保

市は防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

### 5 空中消火体制の整備

大規模な林野火災発生時に、奈良県防災ヘリコプターや自衛隊等のヘリコプターを有効活用できるよう連絡、受入れ体制やヘリコプター臨時離着陸場の整備に努めるとともに空中消火用資材の整備を行う。

### 6 林野火災消防訓練の実施

市、消防本部、その他の防災関係機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防衛技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

## 第28節 防疫予防計画

市は、県と連携し、災害時の防疫を円滑に実施するため、予め実施組織の体制や計画、訓練の実施等について、基本的事項を定める。

### 第1 防疫実施組織の設置

市は、県と連携し、災害防疫実施のため、各種防疫作業を実施する組織として、次の班を編成する。

#### 1 市（防疫班）

市は、防疫実施のため、数名（4～5名）からなる防疫班を編成する。

#### 2 保健所（疫学調査班）

保健所は、管轄市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況や病原体保有者の入院勧告などを行うため、疫学調査のための医師、保健師（又は看護師）を含む数名（3～4名）からなる疫学調査班を編成する。

#### 3 県（防疫班）

県（医療政策部）は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。

### 第2 防疫計画の策定

保健所は、市の地理的条件と過去における被害状況などを勘案して、災害予想図を作成するとともに、可能な限り周密な防疫計画を策定する。市は、保健所の計画策定に協力する。

### 第3 防疫・保健衛生用資機材等の整備

市は、県と連携し、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、予め周到な計画を策定し、整備を図る。

### 第4 職員の訓練

市は、県と連携し、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

## 第 29 節 火葬場等の確保計画

災害時には、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、市は、予めデータベースの整理や、葬祭業者や近隣市町村等との連携体制を整備する。

### 第 1 火葬データベースの整理

市は、県と連携し、火葬の受入体制等を把握し、火葬データ（名称、所在地、連絡先、火葬炉数等）として整理する。

### 第 2 応援協力体制の確立

#### 1 葬祭業者等との連携

県は、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国霊柩自動車協会と協定を締結し、連携・協力体制を整備する。

#### 2 近隣市町村等との連携

市は、県と連携し、近隣市町村間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。また、県は、近隣府県間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

## 第30節 廃棄物処理計画

市は、災害時に排出される廃棄物を迅速に処理し、災害の早期復旧に資することとする。

### 第1 災害廃棄物処理計画の策定等

市は、災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、策定した災害廃棄物処理計画を活用し、県と連携による処理体制の構築に努める。

なお、災害廃棄物処理計画（令和3年度策定）には、以下の事項を掲載する。

- ア 組織体制・指揮命令系統
- イ ごみ発生量推計
- ウ 処理フロー
- エ 処理能力向上対策
- オ 資機材等の調達・備蓄計画
- カ 教育訓練計画
- キ 住民への広報

### 第2 相互支援体制の構築

市は、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」に基づき、災害発生時には、県を通じて支援要請する体制を整備する。また、県が調整する他市町村への支援に協力できるようにするため、関係施設の整備・維持管理に努める。

### 第3 廃棄物処理施設等の整備

市は、災害時における廃棄物処理を迅速かつ円滑に進めるため、施設の整備等必要な対策を推進する。

#### 1 施設の整備

焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備を行うとともに、災害時の円滑な稼働を確保し、処理能力が最大限に発揮されるよう、平常時から施設・設備の整備点検に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

#### 2 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達に係る体制の整備に努める。

#### 3 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両や必要な資機材の確保等、廃棄物処理に関する体制の整備に努める。

## 第 31 節 孤立集落対策計画

市は、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、孤立発生の未然防止及び発生に備えた対策の充実を図る。

### 第 1 市、住民・自主防災組織の役割分担

#### 1 住民・自主防災組織

- ア 住民は、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、1 週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努める。また、積極的に自主防災活動に参加するとともに、活動を通じて地域内の土砂災害警戒区域等土砂災害の危険箇所を把握しておく。
- イ 孤立する可能性のある地区の住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておく。
- ウ 孤立に備えて、集落内のヘリコプター臨時離着陸場については、ヘリの操縦士に位置が明確に伝わるよう対策を立てておく。

#### 2 市

- ア 市は、通信の途絶に備え、防災行政無線等通信機器の整備を図る。費用的に困難な場合については、簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等の通信手段の活用を検討する。
- イ 市は、消防防災ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリ等が集落内のヘリコプター臨時離着陸場を上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。
- ウ 市は、災害発生後に遅滞なく市内の道路の安全確認が実施できるよう職員配置及び確認ルートを検討しておく。
- エ 市は、災害時において停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなる場合に備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておくとともに、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、また住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。
- オ 市は、孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成しておき、消防、警察、自衛隊と連携して住民を迅速に救助する体制の整備に努める。

## 第 32 節 支援体制の整備計画

東日本大震災の教訓に基づき、大規模広域災害に対する即応力の強化が求められ、緊急性の極めて高い応急措置に限定されていた応援の対象業務が、災害応急対策全般に拡大された。

この趣旨を踏まえ、広域災害や局地的な大災害が発生し、全国的規模による被災自治体支援が必要と判断される場合に備え、県と連携した支援体制を整備しておく。

### 第 1 被災自治体支援体制の整備

市は、広域災害や局地的な大災害が発生した場合、市長の判断により市内に支援対策本部を設置し、必要な支援活動を実施する。

### 第 2 人材支援体制の整備

- (1) 市は、県と連携し、医師、保健師、土木及び農業関係等、災害時に派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。主に以下の項目からなる災害支援活動を実施する。
- (2) 市は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時における相互の連携協力を確認しておく。

### 第 3 被災者受入体制の整備

- (1) 市は、県と連携し、大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制を整備する。
- (2) 市は、大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

### 第 4 支援活動の内容

主に以下の項目からなる災害支援活動を実施する。

| 主な支援項目          | 備考            |
|-----------------|---------------|
| 義援金の募集          | 個人等からの義援金     |
| 給水活動の支援         | 給水車の派遣等       |
| 救援物資の募集及び送付     |               |
| 広域一時滞在場所の提供     | 被災者の受入        |
| ボランティアの募集及び派遣   |               |
| 支援要員の派遣         | 災害対策活動全般      |
| 備蓄品の提供          | 食料、生活必需品、資機材等 |
| 医薬品等の提供・保健師の派遣  |               |
| 避難所運営の支援、その他の支援 |               |

## 第 33 節 受援体制の整備計画

災害が発生し、本市のみでは救援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう、必要な体制を整備する。

### 第 1 防災関係機関の相互応援体制の整備

- (1) 市は、災害時に迅速かつ適切な支援を相互に行うことができるよう、県内全市町村で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定」により連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備し、実効性の確保に留意する。
- (2) 市は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時における相互の連携協力を確認しておく。
- (3) 市は、県受援マニュアルと整合のとれた市受援マニュアルを作成し、活用する。
- (4) 災害時に県は、被災した市町村へ早期に県リエゾンを派遣することになっている。
- (5) 市は、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。

### 第 2 応援受入体制の整備

- (1) 市は、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておく。
- (2) 市は、迅速、円滑に応援が受けられるよう、各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリコプター臨時離着陸場等を確保しておく。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

## 第34節 原子力災害予防計画

本市は、国の原子力災害対策指針が示すUPZ（緊急時防護措置を準備する区域で原子力発電所から概ね30km圏内）に位置していないので、原子力災害対策重点区域は設定せず、万一、本市において放射性物質による汚染が発生した場合、県と連携してOIL（運用上の介入レベル）に基づき必要な防護措置を実施することとする。なお、国における対策の検討を踏まえて、今後見直すことがある。

原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、必要な警戒を実施する。

また、福井県など、原子力発電所立地県等からの避難者の受入れについて、県と連携し、積極的に協力する。

### 第1 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、原子力災害が発生した場合、県及び関係機関から情報を迅速に収集し、事態の的確な把握に努める。

また、県及び関係機関と連携し、原子力発電所事故により原子力災害の正確な情報を住民に対して速やかに伝達する広報体制を整備するとともに、住民からの原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速に対応できる体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者及び一時滞在者に配慮する。

### 第2 環境放射線モニタリングへの協力

市は、原子力災害が発生した場合に県が実施する緊急時の環境放射線モニタリングに関し、必要に応じ協力する体制を整備する。

### 第3 県外からの避難者の受入れ

市は、県が福井県などの原子力発電所立地県等からの原発事故発生時の避難者受入を決定した場合、県の要請を受けて避難者を受け入れる体制を予め整備しておく。